

午前10時2分 開議

議長（藪野 勤君） おはようございます。ただいまから平成11年第1回泉南市議会臨時会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

なお、23番 稲留照雄議員からは欠席の届けが出ておりますので、御報告いたしておきます。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において15番 上野健二君、16番 重里 勉君の両君を指名いたします。

次に、前回の議事を継続し、日程第2、議案第2号 特別職の職員の退職手当に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を続行いたします。質疑はありませんか。———和気君。

13番（和気 豊君） 少し数字に弱いもんで、数字的なことについてお聞きをしたいと思うんですが、通常、一般職の退職金の規定があるんですが、これで市長の場合計算いたしますと、今回の条例提案が4年ということになっておりますから、これではどれぐらいの額になるのか。

それと、当然それよりも多く、1,300万というふういきのうは聞かしていただいたんですが、一般職で4年、市長の報酬で勤めた場合、それと、今回との差ですね。これはどれほどになるのか、少しお示しをいただきたいと、こういうふうに思います。

それと、今回ちょっと私聞き漏らしたかもわかりませんので、御無礼申し上げますが、再度お聞かせいただきたいと思うんですが、今回一般職よりも多く1,300万という——4年間でね、大変な額が出ているわけですが、その辺の意義づけ、これについてはどうなのかと。条例にそういう趣旨とか意義づけですね。そういうものがうたわれていないので、あえてお伺いするわけですが、その辺のお示しをいただきたい。

以上です。

議長（藪野 勤君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 和気議員さんの質問

にお答えいたします。

まず、1点目ですけれども、一般職が4年で退職した場合、これを市長の給料に置きかえてということですが、泉南市の一般職の退職条例第3条第1項と2項にございますように、第3条の第1項は普通退職の場合ですね。第2項は自己都合による場合ということで、普通退職の場合は100分の100ということになっておりますので、91万円掛ける4年掛ける100分の100ということで、364万円ということになります。それで、自己都合の場合ですけれども、これは100分の60という率で積算をいたしますので、218万4,000円ということになるわけでございます。

それで、きのうもお答えいたしておりますように、今回の条例として提案をいたしております退職金につきましては、市長は4年間で1,310万円ということになります。

それと、一般職より多く出ているということの関係でございますけれども、きのうもお答えをさせていただいておりますけれども、退職金につきましては、従来から特別職の退職金につきましても一定の考え方にのっとって、その労に報いるという形で加給金という形で対応してきたわけでございます。一般職と比較をされておりますけれども、一般職の給与につきましても、地公法上からも給与はその職責と職務と責任に応ずるものでなければならないというふうに考えられております。一般職に属する者と特別職に属する者では、その職務と責任においても、また職務の実態においても異なっているというふうに考えておまして、同一の制度を適用することは、なじまないのではないかとこのように考えております。

それと、きのうもお答えいたしましたように、各市の状況等を見ましても、ほとんどの団体が特別職についての退職金については条例化しているという中で、今回泉南市といたしましても条例提案をしているものでございます。

その条例提案の内容でございますけれども、従来から実施してきた加給金制度については、いろいろ意見があつて、二度払いとかいう御意見もございましたので、そのようなことがないようにき

ちっと整理をして提案するというこの考え方と、今の経済情勢でございますから、従来から支給してきた支給率等を上回ってはならないという考え方、それと各市の類似団体よりも低く抑えたいという考え方で提案をさしていただいております。ですから、きのうも申し上げましたように、率にいたしましても、近隣の類似団体の市よりも低く抑えておるということで、田尻町と同じ率になっているということでございます。

それと、額にいたしましても、計算をいたしますと、大阪府下の条例を制定している市の中で、やはり計算をしてみますと、支給額にいたしましても一番低い額になっているということでございますので、我々としてはこれで御理解を賜りたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） 今お示しをいただきました。通常で計算しますと、市長の場合、一般職に準じた場合、置きかえた場合ですが、364万から低い場合には218万4,000円。九十数万から1,000万、これだけの違いがある。もともと市長の報酬というのは91万ということで、大卒の職員に見直しますと4人分ぐらいの給料をとっておられる。それだけ職責が重くて苦勞も多い、ということで、当然給与には格差がついているわけです。

その辺は上厚下薄の賃金体系のあり方に起因するだろうというふうに思うんですが、もともとそういうふうに市長には特別な、職員にはないような高報酬が保障されている、こういうふうに思うんですが、さらにその上に今回特別に900万何がしかから1,000万何がしかの特別な退職金手当が出る。労に報いる、いわゆる加給金だと、功労金的な性格を持っているんだ、こういうふうに今お示しをいただいたわけですが、そういうことであれば、功労金なんていうのは、これは普通4年間たってその実績はどうか、職務にどう精励したのか、こういう評価の結果、功労金というのは出されるべきだと思うんですよ。それを功労金だというふうに言いながら、あらかじめ額を、率を規定しておく。評価を下すいとまもなく、もう先に

決まっている、こんなおかしな功労金的な性格とというのはないんじゃないですか。

4年間の実績を評価をして、その上で額は決められるわけで、これで功労金と、こういうことになって、一般職にないような特別な仕事をした。実績が多い。市税収入83%、大変な実績を上げた、こういうふうな評価で、その功罪を評価をして、その結果こういうものが出てくるわけでしょう。先に決めたら功労金的な意味合いありませんがな。これ、おかしいですよ。

そやから趣旨にも、本来目的にもこの手当の性格づけ、位置づけをうたわなければならない。そういうところにもうたわずに、さらっと趣旨ですか、この条例は市長、助役、収入役及び教育長の退職手当について必要な事項を定めるものとする。本来、ここにこの退職金の性格なり——一般職と違うわけですから、一般職と同じような規定ではなくて、特別にこういう趣旨でこの手当制度を、条例を設けるんだ。意義づけない性格をここで明確にしなければ、一体どこで明確にするんですか。市民はどこを見るんですか。そういうことでしょう。

功労金であれば、結果で評価するんですよ。それが功労金ですよ。それを事前に評価を下して、あらかじめ評価を下しておく。欠陥があったらどうするんですか。そうでしょう。今回は条例が決まるんですよ。その都度出すんじゃないんです。あらかじめ決定するわけですから、その辺は性格から言ってもおかしいんじゃないかというふうに思いますよ。どうですか。

議長（藪野 勤君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 功労金的性格といいいますか、私先ほど申し上げましたのは、従来から一般職の例による分と、それと加給金という形で一定の考え方にのっとって、その労に報いるという形で対応してきたというふうに申し上げたと思います。

今回、退職金条例として新たにきちっと整理をした中で設けるわけでございますから、二本立て等の御批判があったのを一本にまとめるということでございますから、退職金という形できちっと今回は条例化するということでございますから、

職員の退職金もそうでございますけれども、きちっと条例化した中で率を決めて支給するというところでございますから、国家公務員等についても、退職金の基本的な性格というのは、勤続報奨という形になっておりますから、当然きちっと条例した中では勤続報奨金という形で支給されるものだというふうに考えておるところでございます。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） もう答弁になってないというふうに思うんですが、私は一般職であればこれだけですと、最初お教をいただいたんです。それと違うわけですから、違う性格の意味合いのいわゆる労に報いると。特別報奨的ないわゆる功労的な性格を持っているわけですから、一般と同じような第1条の規定では、これはおかしいでしょうと。特別なんだという意味合いを、その性格を、意義づけを明確にここでうたっておかなければ、これはおかしいんじゃないか、こういうことを聞いているわけです。報奨金であれば、結果によって——そのことについては何らお答えになっていない。再度答弁を求めたいと思いますが、そのことについて1点。

それから、できるだけ早くやりたいと思いますが、他市の例を引き合いに出しておられるわけですね。私はこれは極めて地域的な、市民がこれをどう受けとめるかという、こういう意味合いの強い、性格の強いものだというふうに思いますよ。

今の市民の労働者の退職金の泉南市における状況、あるいは労働・雇用条件の実態、あるいは就労状況、そこからくる生活実態。泉佐野管内というのは求人倍率も0.22と言われるように、全国では0.46になって非常に大変だということで、雇用不安が横溢しているわけですが、既に泉南市では0.22という状況になって、雇用の機会が非常に喪失されている、失われている、こういう状況にありますね。

さらに、泉南市の皆さんは中小零細の企業が多くて、退職金の規定のないような職場というのが非常にたくさんあるわけです。そういう市民感情から、当然こういう額が出てくる。他市とは押しなべて、他市とは大きな違いあるわけですから。大阪市内ではまだ有効求人倍率は0.47、これは

6月現在ですが、そういう状況です。泉南市と比べて、やっぱり倍以上有効求人倍率は高いんです。そういうところからくる泉南市の具体的な労働者の置かれている実情。退職金というのは、極めて労働者のいわゆる賃金にかかわる問題ですから、そういうところ、雇用状態、そういうものから当然提案されてしかるべきだというふうに思うんですが、他市の例、他市の例と他市ばかり言われるんですよ。泉南市の実態は一体どうなってるんですか。

一遍、今私が申し上げましたような泉南市における退職金の状況、労働・雇用条件の実態、就労状況、どういうふうに今回のこの提案をされるについて調査をし、検討をされた上でお出しになったのか、その辺であればお示しをいただきたい。

議長（藪野 勤君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 一般職とこれだけ差があるということでございますけれども、きのうも申し上げておりますように、やはり特別職につきましては、職務の複雑性、困難性、責任の重大性等から、非常に厳しい中での職務を行っているという状況でございます。それと、他市でもそのような形で条例化してるという中で、この考え方で提案をさせていただいておるものでございます。

それと、今、経済状況、有効求人倍率等の状況を言われたわけでございますけれども、当然今の泉南市、大阪南地域の状況の悪いのは、ある程度理解をしているつもりでございます。そのような中でございますから、今回市民の皆さん方に理解を得るためにも、やはり他市よりも低い額で提案をさしてもらわなければならないということで、先ほど申しましたように、率にしても類似団体よりも低い率で、それと額にいたしましても、類似団体よりも低い額で提案をさせていただいているということでございますので、よろしく御理解を賜りたいというふうに思います。

議長（藪野 勤君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 泉南市内の事業所の退職金の調査でございますけれども、具体的に行政と仕事が違うということで、詳しくは調査をいたしておりませんので、御理解賜りたいと思います。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） 仕事の違い——しかし、泉南市に住む限り、泉南市における消費物価やあるいは労働条件や、そういうことによって生活というものは規制されてくるわけですから、そういうことから市民の生活に根差した感情なんていうのも出てきて、そして行政に対する見方、考え方、こういうのも出てくるわけですね。その辺を十分考えておられない。

これは今に始まったことじゃないですよ。私、何回か退職金の問題や給与の問題については、いわゆるベースアップなんかの問題についても、一時金なんかの問題についても、いわゆる市民の生活実態、市民の感情がどうなっているのか、こういうことを調べたことがあるのか、たびたび聞いてるんですよ。今回はやっておりませんが、次回にはそういうことも十分加味しながら、検討しながら提案させていただきますと。過去の答弁にちゃんとありますよ。そういうことは、一体どうなってるんですか。のどもと過ぎれば条例が通り、あるいは臨時措置条例が通ればそのときだけの話、こういうことで済まされるのでしょうか。

私、ちなみにちょっと職場回りを二、三してまわりました。退職金の規定ある職場というのは非常に少ないです、今。それで、特紡のある会社、従業員が100人ですが、泉南市の地場産業ではトップクラスだというふうに思います、少なくなってますから。30人以上の事業所は31社、こういう中で約100人の従業員を抱えている職場というのは、事業所というのは、非常に数少ない。就労期間たまたま9年で60歳の定年退職になられた方ですが、就業規則によって退職金が支払われた。54万円です、9年間でね。本俸15万円、そして9年で100分の40分ということで、54万ですね。

こういう市民の皆さんの退職金の実態、生活実態からして、この4年で1,300万というふうな大変な額の退職金というのは果たしてどうなんだろう。市民感情になじむんだろうか。私は、これだけの条例を新たに今までの意見もくみ上げてというふうに言われるのであれば、なぜ審議会等を設置して市民に広く意見を求めないか。そうい

う答申を受けた上で、議会に条例提案をされなかったのか。全く市民抜きの論議になってるじゃないですか。

少なくとも私は市民の生活実態、退職金の状況を調べてきてるんです、わずかではあるけれども。泉南市はそれを調べていない。過去の約束から言っても、当然ここに披瀝をしてしかるべきだというふうに思うんですが、そういうこともやっていない。まさに、従来の約束を果たさずに一方的にやってくる。こんな言語道断なやり方がありますか。どうですか。

議長（藪野 勤君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 同じ繰り返しになりますけれども、我々としては類似団体等との比較ということで、市民に御理解を得るために、やはり一番低い額、率で提案をさせていただいているということでございます。

それと、報酬審議会等の意見ということでございますけれども、従来から報酬の見直しというんですか、その場合は報酬審議会で答申をいただいてたわけでございますけれども、退職金につきましては、従来からもそういう審議会等の意見を聞いておらなくて、条例として議会に提案をして、議会の意見を聞いた中で決定しておるということの中で、今回は審議会等の意見は聞いていないということで御理解賜りたいと思います。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） 今回聞かなかった理由は全く存在しないと、今の答弁ではね。聞くべきだろうというふうに思います。

それで、問題は、先ほど仕事が違うというふうに言われました。同じ仕事をしている職員さん、1年間1億300万の定昇ストップを提案しておられるわけですね。一方で市長一人だけでも1,300万、5年で4人合わせますと3,700万、こういう3分の1を5年間の退職金で取ってしまわれる。一方ではそういうことをやられる。一方ではいわゆる定昇をストップして、この財政難のしわ寄せを弱い職員に負わされる。こういういわゆる二律背反した、相矛盾した態度、これは全く許されません。一体どういうふうに職員の皆さんの生活実態、同じ仕事をしている皆さんの生活実

態を考えておられるんですか。もっと広く言えば、泉南市民の生活実態をどういうふうに考えて、今回の提案をされているんですか。

全く私はこの退職金の今回の提案というのは、ほんとに根拠のない、市民の生活実態を十分省みないような、市民感情を無視した、こういう提案だと言わざるを得ないというふうに思いますよ。どうですか。

議長（藪野 勤君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 今、和気議員さんの方から、定昇のストップとかその辺の話が出たわけでございますけれども、これは今関係団体に申し入れをしてる分でございます。厳しい財政状況の中では、既に特別職につきましても、10分の1の給料のカットを行っております。それと、管理職についても、10分の1の管理職手当のカットを行っております。

それと、退職金の支給につきましては、従来からも一般職の例による分と、条例に基づきまして加給金的なものを支給してきております。その従来から支給してきた、提案してきた額よりも、今回の提案につきましては、同額ないしは低いということで提案をさせていただいておりますので、その辺で御理解を賜りたいというふうに思います。

〔和気 豊君「最後にします」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） 私は角度を違えて、いろんな角度から質問してるわけですが、しかし答弁はもう全く昨日来から変わっていない。同じ答弁です。私とあなたとはいわゆる平行線の水かけ論やってるんじゃない。

私は立場を変えて、いろいろいわゆる退職金のこの特別な性格づけ、この問題から端を発して、功労金であれば事後において評価し、決めるべきであろう、こういうことも当然筋論として、あり方論として提起をし、そして他市との比較をお出しになるのであれば、泉南市のこの未曾有の財政危機と市民の置かれているこの不況下の中で、どんな生活をやってるのか、こういう実態を十分に踏まえたそういう提案をすべきだと、いろいろ言ってるんですが、全く答弁は異口同音、同じことの繰り返し。これでは、本当に誠実にこの議案を

提案しているという理事者の姿勢は全くうかがい知れない。この論議の中でもはっきりしました。

こういう根拠もないような提案、いわゆる性格づけも、そしてその意義も明確にし得ないようなそういう提案、これには非常に問題があるということだけを私は発言して、これで終わります。

議長（藪野 勤君） 成田君。

5番（成田政彦君） 市長にお伺いしますけど、平成10年度は6,700万の決算上の赤字が出てるんですけど、市長は本会議でこれをどういうふうに説明したかといいますと、赤字については、市民に対して率直に現実の情勢はこういう状況であることを説明するために、現状をありのままに見せるんだということを市長は率直に本会議で示しました。

私はそこで、市長が平成11年度の決算状況は赤字である、市民に理解を求めるということを言いながら、みずからはこの財政状況の中で、さっき和気議員がおっしゃってましたように、1,300万という退職金を受け取るということでは、これは市民が果たして理解できるのかどうかということであります。

まず、その第1点について、財政赤字については赤字のまま市民に示して理解を求めながら、みずからは困難な財政状況の中で1,300万のお金を受け取ると。果たしてこんな、和気議員も二律背反性の問題を言うたんですけど、果たしてこのことが市民にどのように理解できるのか、まず市長の本会議で言った説明、赤字の問題は率直に、私は退職金は受け取るんだと、こういう点について、まずどのように市長は考えられておるのか、ひとつお伺いしたいと思います。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 会計決算については、毎年度、年度末に5月に出納閉鎖をして、その結果をお示しをするわけでございます。もちろん黒字の場合もありましょうし、赤字の場合もあり、あるいは収支とんとの場合もあると思います。

平成10年度につきましては、約6,700万ぐらいの赤字ということでございますので、これは率直に広く受けとめて市民の皆さんにも理解をいただきたいということを申し上げたわけでありま

す。それはそのとおりでございますから、何も変わっておりません。

その1つとして、我々人件費の抑制という形で、特別職も含めて給料カットさしていただいておりますし、それから職員の皆様にも痛みを分かち合っていたかと。あるいは、特に定数の問題につきましても、できるだけ減らして、そして効率的な財政運営をするという考え方でございます。

それから、今回のこの特別職の退職金の条例につきましても、去る3月議会でもいろいろ御議論いただきまして、本来、特別職の退職金は、きちっと条例で一本化して制定すべきだという意見もたくさんちょうだいいたしました。私もそのときに、できるだけ早くその条例化をしたいということをお願いしました。あわせて、今の時期でございますから、最低限の額で考えたいということもお願いしました。

ですから、これはその3月議会を受けて、私といたしましてもその趣旨に沿って明確にしたいということで提案をいたしているわけでございますから、若干性格が違うものというふうに考えておりますが、いずれにいたしましても、そういう配慮の中で府下最低の退職金条例ということで提案をさしていただいておりますから、御理解いただきたいと思っております。

議長（藪野 勤君） 成田君。

5番（成田政彦君） この退職金というのは市長の功労金の意味を持つんですけど、市長は市の長としての、やっぱり政治家としてのモラルの問題、確かに泉南市が非常に財政的に豊かで、ある程度市民から見ると、市長が8年間やったからそれなりに受け取ってもいいという、そういう財政上、いい、好転しとる場合なら私は理解できるんですけど、片方では職員さんには定期昇給をストップさせるとか、例えば教育予算でも10%カットするとか、こういうことを一方的にやりながら、自分の退職金についてはきっちり取ると。

これは、私は政治家としてのモラルの問題として、私も政治家であります。その市民の痛み、そして職員さんの痛み、みんなお互いに痛みを背負って、この市の赤字財政を直そうというふうに今頑張ろうという中で、私は今の時点で市長が8年

間の退職金を受け取る、こういうことが果たして市長として、政治家として、本当にあなたのとって態度が正しいのかどうか。

これは率直に市長自身、お金の問題、確かに1,300万のお金は確かにあると思うんです。ただ、このように苦しいときに私も退職金を取らないんやと、一緒になって頑張るんだという、こういうやっぱり痛みをともに分かち合うという、こういう資質の問題が私は必要だと思うんです。

特に、赤字財政については、率直に市民に訴えるということをして市長は言うつもりですから、こんな赤字のときには退職功労金なんて受け取ることはできないというのが、やはり長として——やっぱり市長は長ですからね。市民の一番トップに立つ責任者として、当然私は考えるべき態度ではないかと思うんです。

私は、そのことをもう一度市長に伺うと同時に、その功労金というのは、これ兵庫県下では一昨年問題になりまして、取ってない市もあるんですわ。こういうことはおかしいと。大阪府下がおかしいのであって、兵庫県下ではもう既にこういう特別手当金はなしと、はっきりこれは必要ないと、兵庫県下でそういう流れになっとるんです。

たまたま大阪府はみんな右へ倣えと、こうなるとるんですけど、これはあしき伝統であって別に受け取る必要はないと、私はそう思うんですけど、その点市長は政治家として、モラルとして、市民と職員さんとに痛みを分かち合うなら、自分なぜ痛みを分かち合わないのか。

確かに、今自分のカットはしてますけど。しかし、実際ここで1,300万の退職金を受け取ったら、あなたは見られますよ。言葉で言うだけであって自分は取っとるんやと。私はそういうふうに思うんですけど、市長にもう一度政治家の資質、長としてこの問題に対してこれで行くんだと。市民、そして職員さんはそれで理解できるのか、その点もう一度お伺いします。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 退職金を受け取ることがいけないような言い方は、やめていただきたいというふうに思います。やはり我々、職員も含めて退職金制度としてあるわけでございますから、それ

はやはりきちっと明確化するということでございます。従前は、その一般職の例による分と加給金的なものとの二本立てになっておったと、これが非常に不明確な部分があると。あるいは政治情勢によってその率が揺れ動くということもあつたわけでございますが、それはやめようと。そして、できるだけ明確化しようということで、我々も今回提案しているわけです。

ですから、それは従前のその二本立ての分、過去の例でございますが、それと比べるとマイナスになるということでございますんで、そういう面で府下最低の線で提案をしているということでございます。

議長（藪野 勤君） 成田君。

5番（成田政彦君） 特別職なる者の職員の退職手当に関する条例は、特別職の特別な退職金をわざわざつくるのであって、全く市長の答弁は詭弁であります。みずからの問題を何一つ答えてませんわ。私はもう一度聞く必要はないんですけど、市民に対する痛みの分かちをどうするのか。それから、職員さんに対する定期昇給の、生活まで削って、それに対してどういうふうに答えるのか。全く答えていませんわ。私は、市長として今後市政を担当するなら、モラルとして退職金は——財政が好転するなら別ですよ。この厳しいときなら、やっぱり廃止すべきですわ。私は廃止すべきです。必要ありません、特別な手当というのは。

以上です。

議長（藪野 勤君） 島原君。

17番（島原正嗣君） この議案は、大変議論のしにくい状況にあると、私はそう思うんです。というのは、対象者が前におりますし、かといってこれをそのまま意見も何もなしでというわけにもいきません。

ただ、今市長が答弁の段階で申されましたように、私ども新進クラブの関係は、ほかの公明党さんもそうかと思いますが、反対をした理由というのは、市長が答弁したようにお手盛りではないかと、結果的に。条例も何もないやないかということで、もうちょっと条件整備をなさいということで、市長は当時、年末の議会か9月の議会にという御提案をなされておったと思うんですけども、

それじゃちょっと具合悪いということで、今回の議会に御提案なさったと思うんです。

ただ、市長、退職金に対する定義や認識は、私、労働運動に一時参加をさせていただいた経過がございますが、退職金にしる賃金にしる、このたぐいの問題は、一般的にはいわゆる労働の対価として、長い間会社に御苦勞なさったと、企業に勤めたという意味で、労働組合等がいろいろな春闘とかという形でかち取った一定の歴史的な評価であり経過であると思うんですね。

ただ、今は昔とは随分違いまして、状況、環境が違います。大変失礼ですが、私が昭和35年10月に議員に当選させていただいたときは、たしか月給が——月給というか報酬というのが5,500円ぐらいやなかったかと思います。それも私の認識では、こんなもんくれるのかなというような形で、3カ月に1回か4カ月に1回まとめてもらったような経過がございますね。

そういう時代からしますと、もう30年も40年も経過しますから時代認識も違いますが、現在では議員の歳費も50万、ざっと10倍になっているんですね。幸い議会には退職金もございません。私は提案されとる内容で助役を水準にして計算しますと、私の退職金で——もらえとしたりですよ。ほとんど8,000万程度——ここに特別職という表現だけか知らんけども、ひよっと見たら、これ議会も入ってるんと違うのかなと思って見たんですけど、これやったらうれしいなというような感じも個人としてはいたしました。失礼な表現かわかりませんが……。

それはそれとして、人間にはそれぞれの欲望というのがありますから、市長が退職金をもろて悪いということは絶対ありませんし、助役さんなり教育長もそうだと思うんですね。ただ、問題なのは、今日の社会常識なり市民感情として、そぐ得るものかというような判断をやっぱり一定しておかなきゃいかんと思うんですね。

民間企業は今和気議員からの御指摘ありましたけども、ただ、こういう種の関係は、泉南市内にはそう何千人も、一番大きいのは私どもの上山議員の組織であるバンドー化学さんではないかなというように思うんですが、私は鉄は国家なりと

言った鉄鋼労連の退職金を若干調べました。現行はどうなっているかといいますと、大体鉄鋼労連、新日鉄関係ですが、私はいいかげんなことを言ってるんじゃないですが、勤続37年、それから年齢が60歳で大体現行1,900万、こういうことですね。これは技術職、事務職含めて大体そういうことになってますね。

そうしますと、これは比較にはならんわけですけど、民間の大手企業等の対比ということになりますと、随分と格差があります。ただ、議会なり行政というのは違いますから、それぞれの評価の相違がありますから、私は間違っているとは言いませんけども、そういうことからしますと、市民感情、意識からしては相当開きがあるなというような思いをしております。

ただ、このように条例化されたことについては評価をいたしたいと思いますが、総務部長の方からの御答弁によりますと、他市の比較ということもあるんですが、問題は退職金と加給金の整合性の問題です。従来は加給金というものを上乘せして今回一本化したと、こういうことです。計算すればわかるんですが、加給金と現在御提案なされている特別職とのバランスは、率は一体どないなってるんかということを含めてお聞かせをいただきたいと思います。

それと、市長の場合、助役さんの場合の退職金は、市長は御辞退なさったわけですから、それはそれで私どもも評価をいたしたいと思いますが、市長はあとまだ丸々4年ほど残ってるんですが――3年ちょっとですか、去年選挙やったんですか。その場合は、前回4年やってますわな。助役さんになってから市長になって、これが終わると8年になるんですけども、その前回の4年分はもうお支払いに――僕の認識ではまだ払ってないような感じがするんですが、この次に任期が来たときに、結局その8年分を精査してこの率で支給をすることの認識でいいのか、そこらあたりもう一度お伺いをいたしたいと思いますね。

それと、きのうも議論がありましたけど、教育長とか助役さん、別に助役に頼まれたとか教育長に頼まれたということではないですが、この率がちょっと違いますね。本給の格差があるのに、さら

にまた率で違うではないかときのも御指摘があったんですが、これはもう一度、各市とも大体そういうことになってると思うんですが、うちの泉南市としての状況認識をお答えをいただきたいなと思います。若干金額的には従来から格差があるようでございますので、そういう内容について、とりあえず御答弁をいただきたいと思います。

それと、えらい高い次元の御質問で恐縮ですが、諸外国ではこういう制度はありますか、公室長でもよろしいし、総務部長でもよろしいから、わかっている範囲で、いやいやまだそこまで調査してませんと言うなら別ですが、国際都市ですから、そういう意味で退職金の現状について調査をしておられるならひとつお答え願いたい。

それと、あわせて今申し上げました民間企業との対比、50人とか100人とかいうことでなしで、何万人もある民間企業の退職金の実態調査、それも行ってないのかどうか、お答えをいただきたい。

以上です。

議長（藪野 勤君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 島原議員さんの御質問でございますけれども、まず1点目、前回の退職金と加給金との整合性というんですか、バランスですね。その辺がどうなっているんかということでございますが、昨日大森議員の質問にも一部お答えをさせていただいておりますけれども、前回までの退職金の支給の実態と申しますか、それが一般職の例による分と、加給金として市長については100分の25を掛けたものについて支給してきたということでございます。

ですから、今回は条例にもお示しいたしておりますように、給料月額掛ける48カ月掛ける100分の30ということでございますから、1期4年間を見てもみると、ほぼ同額ということになります。ただ、今回市長は今島原議員が言われたように、まだ1期分を受け取っておりませんので、2期分を含めてまいりますと、前回までの計算式と今回の計算とをいたしますと、今回の分が若干低くなるという状況でございます。

それと、助役につきましては、従来は一般職の例によるものと100分の20という率で計算を

いたしております。今回新たに提案をさせていただいておりますのは100分の20だけですから、5%ほど下がっているということでございます。

それと、収入役、教育長につきましても、従来は一般職の例によるものと100分の15という分をプラスした分でございますが、今回は100分の15だけでございますから、これも5%ほど下がってきているという状況でございます。

それと、市長の1期分は払っていないのではないかとございまして、条例附則にもうたわしていただいておりますように、2期目が終わった段階で8年間分をお支払いするという形の条例を提案させていただいております。

それと、市長と教育長、助役等の率が違うということでございますが、各市も率については大きな差がございます。泉南市も従来から一般職の例による分と100分の25、20、15という形で率が違っておりますので、今回もそういう形で率を変えているということでございますが、これはやはり責任の重大さとか職務の困難性等の中で、従来からそういう形をとられてきたんではないかというふうに考えております。

それと、外国の例、それと民間との対比でございますけれども、外国の退職金制度については調査いたしておりません。それと、民間との対比につきましても、先ほど和気議員さんにもお答えいたしましたように、調査してないということでお答えをさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（藪野 勤君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 結論的には、これは何ですか、市長が御答弁いただいたように、決してこういう制度は私どもも悪いとは思ってません。何回も申し上げるようですけども、現行の社会通念なり社会常識、あるいはこういう特別職に対する市民社会の1つの風当たりということからすれば、我々の報酬もそうなんですけども、いかがなものだろうかなという判断に私は立つわけですけども、行政としては、もちろん労働の対価、報酬として受け取って当然だという御認識を持っておるわけですから、それをあながち私は悪いとは思いません。

ただ、お願いをしておきたいのは、やっぱり今一例として鉄鋼労連関係の37年勤続、それから60歳定年と、こういうことからすれば、日本の企業を代表する大手の中でもそういう環境にありますよということの認識は、やっぱりこれからの行政の上で御判断をさせていただきたいというふうに思います。

それと、人間のことでありますから、前回私どもが反対した立場で、前教育長はやめてるんですが、今出された数字なり係数を見ますと若干減っていると、こういうことですけども、これは当事者にはちゃんと説明がついてるわけですかね。別にそこまでする必要もないと思うんですけども、ただ、人間というのは感情の動物ですから、極端に100万も200万も減っていくということについては、本人さんの御理解なり当事者の御理解もいただいでおかないと、また変な感情にもなるということにも思いますが、そこらあたりの相関関係はどうなのか、もう一度御答弁をさせていただきたいと思っております。

それと、私が危惧するのは、このままでさっと思いきますと、従来あった加給金と一般職の退職金の関係をセットにしたというふうな感じにしか受けとれんのですけども、もう少しそこらあたりをある程度加給金の部分、あるいは退職という部分に対するあり方を精査しておかないと、どうかなというような感じもするわけですし、先ほど成田議員の質問にもありましたように、兵庫県のどこか知りませんが、そこは加給金を外してると、そういう御意見もありますんで、そのことがいい悪いは別にしても、一定今日の時代にふさわしい退職金制度のあり方というものを、ひとつ将来においても考えておく必要があるのではないかなというふうに思います。その点について、もう一度御答弁いただきたい。

議長（藪野 勤君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 再度のお尋ねが2点ほどあったわけでございますけれども、3月議会で前教育長の退職金条例につきましては否決されたという経過がございます。それらの中で、今回提案している分につきましては、若干でございますけれども、減額した額で提案をさせていただ

ております。前教育長については、そういう状況につきましても私の方から議案提案後、説明をさせていただいておるところでございます。

それと、2点目でございますけれども、従来から議会でも御議論いただいておりますように、一般職の例による分と加給金的な条例ということで、二本立て、二重払いではないかというような御指摘があった中で、3月議会でも市長の方から一定整理をした中で提案をするというお答えをさせていただいておりますが、そういう関係で、今回一本立てにして退職金という形の中で整理をして条例化させていただいたということでございますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

議長（藪野 勤君） 島原君。

17番（島原正嗣君） もう意見にかえておきますが、たしか四、五日前の読売新聞の夕刊にも、大阪府の特別職の退職金のあり方、制度が若干載っておりました。さまざまな状況の中で、行政の中のこうした議員の報酬にしる特別職の退職金にしる、いろんな状況変化があります。要は市民にどう説明をしていくか、市民にどう理解をしてもらえるかということが問題だと思えます。

人間のことでですから、すべて完全無欠ということはないですけども、どうも受ける側と受けない側との利害関係というものも一般的にはあるでしょうし、そこらあたりをうまくトータルバランスといいますが、とっていただきたいなというふうに思います。別に議会の中で正々堂々と議論をして、お互いの意見を言い合うということは大変立派なことだと思いますし、ぜひひとつお互いにその報酬なり、あるいはその待遇にふさわしい仕事をすれば僕はそれでいいと思えますけれども、こういう問題はお互いに慎重を期して検討をすべきではないかなというふうに思います。

以上、意見だけを申しておきます。

議長（藪野 勤君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 若干いろんな議論が起りましたんで、簡単に二、三点質問をさせていただきたいと思えます。

これで加給金というような制度が条例的に処理されてくるということで、方向としては一歩前進したというふうに判断しております。

ただ、これを見まして、たまたま偶然なんでしょうけども、市長の条例の金額と旧来の加給金を合わせた分との合計が等しいわけですね。同額になってるわけですね。市長は交際費とか落とされて、いろんな市長の枠組みではかなり努力されてるということは承知いたしておりますので、この辺のちょっとした政治的判断がなかったのかなというその辺が1つと、もう1つは政治家は今、各地方公共団体が赤字になってきてまして、これは市長会あたりで論議しなきゃならないことかな。その辺ですよ。だから、赤字再建団体とかそれに近い財政危機の場合の市長のそういう退職金制度ということは、その正当性をもうちょっと論議しなきゃならないんじゃないか。

これは大きな枠組みですから、市長会とかで一回論議されてはどうかと思うんですけども、その点と、それともう1つは、事の責任の重大性とか事務の複雑性とかいうふうな形で今おっしゃいましたけれども、今収入役というのがどういう役割を果たしているのか、その辺をちょっとお聞きいたしたいと思えます。

私としては、現行の辻収入役は有能な方だと考えさせてもらっておりますし、余り狭い部屋じゃなくて、もっと多大な業務をもう少しやって活躍していただければなというふうなこともありまして、先に前提を申し上げますけども、町村では収入役はなかってもいいわけですね。市は収入役を置かなきゃならないということになってますけども、町村の場合は、必要に応じて、会計事務が簡素であってわざわざ独立権を置かなくていいという判断がなされれば、収入役はなければいいというふうなこともございます。

その辺、若干だけ触れさせていただきましたけれども、その辺の答弁も含めてお願いいたします。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今回の制定に際しまして、もちろん府下各市町の現状を全部調べまして、その中で私の方から事務担の方にも言いましたのは、要するに最低レベルでやりなさいということを行いました。高いところでは100分の70がございまして。泉南市は今回100分の30と。阪南が100分の45、泉佐野が100分の50と。市

長の場合ですね——ということだったんですけども、その近隣というのはちょっと置いて、泉南市独自で最低レベルでやろうということにいたしましたわけでございます。ですから、それは独自性を発揮したと言えればそういうことかなというふうに思っております。

それから、市長会全体でこの問題の議論というお話でございますけども、これはそれぞれ各市町は独立した組織、自治体で行政運営をされておられますので、なかなか画一的なことということにはなりにくいのかなというふうに思います。ただ、実態としては、同じ市の中でも2倍以上の格差があるというのも現実でございますから、これはまた、いろんな評価なり批判なりというものはあり得るのかなというふうには思っております。

私の方からは以上でございます。

議長（藪野 勤君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 収入役の役割ということで私から言っているのかどうかということがあり得ると思っておりますけれども、今大変厳しい状況の中で、泉南市の収入役の役割というのは、大変大きいものであるというふうに考えております。特に、何百億のお金の収支ですね。公金の管理なり借入金等の金銭の運用について、大変厳しい仕事をしていただいておりますというふうに我々は考えておるところでございます。

議長（藪野 勤君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 市長の御意見は御見解を伺いましたんで、それで了解とさせていただきます。

収入役について、もう少し総務部長の方からも説明を伺えればと思うんですけども、決算あるいはそういう処置については、大体1つの予算、決算は、まず第一に総務部でやられる。その後の収入役というのは、どういうふうに判断されて統括されていくのか。もちろん独立した権限でありますから、それで収入役の位置というのは保障されているわけですけども、その辺の行程を現行の運用の中でちょっと簡潔に御説明していただけたらと思います。

議長（藪野 勤君） 辻収入役。

収入役（辻 勇作君） ただいま北出議員の方から、私の収入役という立場についていろいろと御

意見がございました。私、収入役というのは、地方自治法の制度の中で存在する職責でございますので、その点御理解をいただきたいと思っております。

そして、通常どういう仕事をしてるのかということでございますが、本来の収入役の仕事というのは、市の方で予算措置をされます。その予算措置によって支払いが生じてくるわけですね。事業をやるなりいろいろの施策をやるなりする中で支払いが生じてきます。その支払いについて市長の方から、予算に基づいて支出命令というのが出てきます。その支出命令に基づいて、我々はその仕事をするについて、予算のとおり執行されてるか、また法的に間違いのない執行をされてるかということについて、一々確認をしてその命令について支払いをするということで、その命令の中で間違いがあったりした場合は、原課の方へ差し戻すというような形でやっております。

そして、北出議員も監査委員をしていただいておりますが、月々の例月の検査について監査を受けるということ。そして、1年の決算については、決算書を作成し、監査委員の監査を受けながら市長にその結果を報告すると、そういうことで平常の仕事をやっているわけでございます。その仕事が北出議員の方からすれば大変暇ではないかというように写るかもわかりませんが、我々としたらその職責の中で仕事をしているということで御理解をいただきたいと思っております。

議長（藪野 勤君） 北出君。

21番（北出寧啓君） あと1点お聞かせ願いたいんですけども、執行権、予算案の提出権はもちろん市長にございますし、そこは独立機関として収入役がございまして、予算権の——微妙な話なんですけども、例えば予算措置をする段階で収入役は、この辺の措置は難しいだろうと、困難だろうと、予算編成を考え直せというふうな話の助言とか、そういうのは実際運用上どうなんでしょうか。それは全くなくて、もう予算措置をして議決されて、その後の執行過程のみに収入役の権限が制限されてるのか、その辺ちょっと運用の問題を御説明いただきたい。

議長（藪野 勤君） 辻収入役。

収入役（辻 勇作君） 議案とかなり離れてきているわけですが、その点は答弁について求められておりますので答弁いたしますが、これは本来予算の作成というんか、その権限は市長に属しております、我々の立ち入る範囲はございません。ただ、そのことについて助言を求められた場合は、それはできると思いますが、予算そのものについて私の方から直接意見を申し上げるということとはできないと思います。

議長（藪野 勤君） 北出君。

2 1 番（北出寧啓君） 今後、三役とも業務に専念されることを希望いたします、一応質問を終わりたいと思います。

議長（藪野 勤君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——
—大森君。

5 番（大森和夫君） 日本共産党議員団を代表して、議案第 3 号に対する反対討論を行います。

今、泉南市民を取り巻く状況は大変です。長引く不況で少なくない市民が、この夏ボーナスが出ない、仕事もない、リストラなどで日々の生活さえ不安の中で過ごしております。市内の地場産業も倒産や廃業が相次いでおります。これにより本市の税収は、徴収率が府下最低となり、98 年度には 6,773 万円もの財源不足を生み出しております。市に緊急に求められていることは、泉南市の中期的財政展望案にもあるように、自主性を発揮し、時代環境の変化に弾力的に対応するとともに、市民サービスの向上を図り、行政改革に取り組むだけでなく、当面予測される累積赤字を解消するために、緊急対応策に取り組んでいかなければなりません。

今回の条例は、退職金の金額を引き下げたとはいえ、一般職に比べ高額な金額であることに変わりはなく、また市長の退職金は、これまでの支給実績と同じ金額のままです。退職金を出す基準も、支給率は府下最低となっているものの、給与額や特別職の人数や人口比を考慮に入れますと、横並びの範囲と言わざるを得ません。これでは、中期的財政展望案にあるような自主性も時代環境の変化に弾力的に対応するものでもありませ

ん。これでは、行財政改革に取り組む資格がないと言わざるを得ません。財政危機を市民サービス切り捨てでなく、市長みずからその先頭になって行財政改革に取り組んでいかなければならない、そういう決意が求められている緊急時ではないでしょうか。

議員各位におかれましても、厳しい選択であります、本市の危機的財政難と不況で苦しむ市民の感情を踏まえ、この条例を否定されるよう心よりお願い申し上げます、反対討論といたします。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2 番（小山広明君） 議案 2 号に反対の立場で討論をさせていただきます。

退職金というのは、市長も理事者の方も答弁されたように、364 万円というのが今の状況の中でも支払っておるわけでありまして。その上に、これまで加給金という形で議会に提案をして決めてきたものを条例化することによって、自動的に支払うという状態になります。

もちろん、公務員でも退職金については、それなりの退職金を出さないということが出来るものも厳しくされておるものでありまして、そのような内容もこの中には明確になっておりません。報酬という形で市民に対して、また議会に対しても、市長の待遇については保障されておるわけでありまして、当然、それは手続的にも整備がされておりまして、市民の代表の審議会にかけてその額が決められるということで、至って明確に整備されておる問題であります。

しかし、この退職金というような問題については、特に加算的に払うという問題については、明確に制度化もされておりませんし、条例化することによって明確になるというよりも、むしろ不明確になって市民に見えなくなるのではないのでしょうか。

そういう点で、私は先ほどの質疑の中にもありましたように、大阪府はある意味で異常な状態にあるとも言えるのではないのでしょうか。ほかの他府県では、そういうことが市民の批判の中で廃止をしていってるといふあり方は当然でありますし、この問題は一番先にメスの入る部分ではないのでしょうか。

財政問題で生活費にまで食い込んでの削減をやっているのが今の行政の実態でありますけれども、このように仕事をやめた後に報奨金的な形で払うことが、どれだけ市民にメリットがあるかわかりません。やはり報酬という明確に見える形でその責任を負って職務を遂行していく。市長というのは、そういう点では選挙を行いながら行政をやっていくわけでありますから、選挙ごとにその仕事の評価がそこでされると、それが私は最大の報奨であり、評価ではないかと思えます。

こういう市民に見えにくい、むしろ条例化することによって自動的に払ってしまうようなこういうあり方を私はしてはならないと思えますし、こういう問題は、ずっと続けてきた行政が今ここでみずから切るという決断をすることは、なかなかしんどい問題ではないでしょうか。こういうときこそ、私たち議会がこの問題にストップをかけてやらなければ、行政のチェックは、私はできないと思えます。

今、もしこの議案を通すということになるならば、この厳しい泉南市の財政状況に議会がどう対応したのかということが厳しく問われる問題であることを皆さんに強く訴えて、この議案について賢明な判断をしていただき、できるならば反対をしていただくことを心からお願いをいたします。本当に今、泉南市の財政状況は想像のできない状況でありますし、倒産をしない行政であるだけに、むしろ問題は深く、重大になってくることは当然でありますから、そのことに議会がきちっとした態度を表明することからも、この加給的退職金条例に反対をしていただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

議長（藪野 勤君） 以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藪野 勤君） 起立多数であります。よって議案第2号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第3、議案第3号 平成11年度大

阪府泉南市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（藪野 勤君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第3号、平成11年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第3号）につきまして御説明を申し上げます。

平成11年度大阪府泉南市一般会計予算に変更を加える必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調製し、同法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

補正の内容でございますが、議案書の31ページでございます。歳入歳出にそれぞれ4,090万7,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ201億7,085万5,000円とするものでございます。

それでは、歳出の主なものにつきまして簡単に御説明を申し上げます。

36ページをお開きを願います。人事管理費の職員手当等の1,313万3,000円でございますが、これは先ほど議案第2号で可決をいただきました特別職等の職員の退職手当に関する条例に基づきまして、助役並びに前教育長に支給いたします退職手当金でございます。

次に、36ページの下段から37ページにかけて、身体障害者福祉費の負担金補助及び交付金の500万円でございますが、これは重度身体障害者に助成をいたしております住宅改造助成件数が当初見込みよりふえたことによります補正でございます。

次に、同じページの介護保険準備費の負担金補助及び交付金1,415万4,000円でございますが、これは平成12年度より施行されます介護保険制度におきまして、本年10月よりスタートいたします介護認定事務を阪南市、泉南市、岬町の2市1町で共同実施することに伴いまして、介護認定審査会共同設置負担金を補正をするものでご

ざいます。

次に、同ページ下段の地区計画区域内整備事業費の委託料330万円でございますが、これは新家地区におきます地区施設道路整備に伴いまして、地権者との交渉を行っていく中、用地測量及び物件調査の必要が生じてまいりましたので、補正をするものでございます。

次に、38ページの学校給食センター費の需用費の260万円でございますが、これは学校給食センターにおきまして厨房器具類が故障し、早急な補修が必要となつてまいりましたため、これに要する経費を補正するものでございます。

また、歳入につきましては、35ページに記載をさせていただいております。

以上、非常に簡単ではございますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（藪野 勤君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。———小山君。

2番（小山広明君） 財源がなかなかないという中で、歳入からいきたいんですが、この地方交付税の3,620万7,000円というこのことの中身について御答弁いただきたいと思ひます。

それから、歳出でございますけれども、助役と前教育長というように言われたんですが、個々に額をお示しをいただきたいと思ひます。

それから、今言った37ページの500万円の重度の方の改造費、これも少し明細を御説明ください。

それから、介護認定の10月からスタートする分の1,415万4,000円のこの中身について、どういう費用に具体的に使われるのかを御説明いただきたいと思ひます。

それだけよろしくお願ひをいたします。

議長（藪野 勤君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 答弁が前後いたしますけれども、退職金の個々の額ということでございますので、お答えいたします。

今回、補正計上させていただいておりますのは、上林助役の分と赤井前教育長の退職分でございます。赤井前教育長の分につきましては、計算でいきますと883万9,500円になるわけござい

ますが、既に319万5,000円を先払いいたしておりますので、残の564万4,500円、これが赤井前教育長の分でございます。それと、上林助役の分につきましては、1期分でございますから748万8,000円、合計1,313万2,500円ということになります。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 石橋財政課長。

総務部財政課長（石橋康幸君） 私の方から、35ページの地方交付税について御説明申し上げます。

まず、地方交付税につきましては、地方税の収入の不均衡から生じる地方自治体間の財政力の格差の調整のために国から配分される交付金ということでございまして、その中で基準の財政の需要額と基準財政収入額と比較して、基準財政需要額の方が収入額を上回る場合ということで国から交付されるということでございます。

そして、当初交付税につきましては、35ページに記載させていただいておりますように、14億141万8,000円ということで補正前の額として計上させていただいております。今回3,620万7,000円を補正させていただいたということでございます。

ちなみに、11年度の額の確定については、まだ現在のところ決まっておりません。ただ、昨年度で一応申し上げますと、10年度の地方交付税額が18億1,064万でございます。その額の確定は、8月ぐらいには確定されるだろうということでございます。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 小山議員御質問の民生費関係の2点であったと思ひます。御答弁申し上げます。

まず、重度身体障害者の住宅改造事業の助成金でございますけれども、これにつきましては、当初、補助金額は最高で100万円ということになっておりまして、当初予算として2件分200万円を計上いたしておりました。そして、当初予算の見込みということでやってたんですけども、もう既に2件分につきましては執行済みでござい

して、さらに現在2件の申し込みがございます。そういった中で、今回この2件も含めまして5件分という形で、今回500万円の補正をお願いしているというところでございます。ちなみに、この500万円につきましては、2分の1の補助金がございます。以上でございます。

それと、続きまして介護保険準備費の負担金補助及び交付金でございますが、これにつきましては、きのう共同設置の専決処分を御承認いただいたわけでございますけれども、この2市1町の負担金について、今回補正をお願いしているというところでございます。

そして、この負担金につきましては、均等割と、それと審査件数割という2つがございます。そして、均等割につきましては、人件費、それからあと旅費とか賃金——これはアルバイト賃金ですけども、そしてあとは認定システムの委託料というのが今年必要でございますが、そういった均等割の部分で泉南市が負担する分として627万6,000円。

それと、次に審査件数割、これは認定委員会の委員さんの報酬でありますとか、あるいは消耗品、それから印刷製本費、こういった形で泉南市の負担分が729万4,000円ということで、合計1,415万4,000円となっております。そして、ちなみに泉南市の負担割合というのは42.1%と、こうなっております。

以上です。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） 年度当初で目いっぱい予算を組んでいらっしゃるわけですね。その中でこの交付税がこういう形で、なお10年度が18億円、今回補正を組んでも14億3,700万円。そうですね。そういう形であるので、そうすると財政的にはまだこれは余裕があるというように我々判断していいんですか。一般財源がなかなかないという中で、この3,600万円を計上してあるんですが、これはまだ隠れた財源みたいな形であるという理解でいいのか。

それから、国の方で8月に確定をするということですけど、そう大きな変化は前年度とはないんじゃないかなと思うんですが、こういう補正予算

を組む場合にこういう地方交付税をここの財源に充てるというこのあり方ですね。私なんか普通素人的に考えると、18億入るであれば初めからその18億円の予算——予算ですから入るか入らんかわかりませんが、やっぱり予算として組んで、最終締めれば、そらデリバリーをまた調整はすると思うんですが、入るべき予算を全てそこに予算計上して——交付税というのは明らかに確定的な財源だと思うので、そういうような予算編成をするんじゃないかなと思うので、その辺の仕組みなんかちょっと御説明をいただきたいと思います。

それと、歳出の方では、この重度障害者の改造資金でございますが、現在2件分を出して、さらに2件の申し込みあって、5件分が今回の予算だという御説明でしたが、そうするとこれはマックス100万円ですから、改造規模が一番大きなものが5件も固まっておると、そういう理解でいいんでしょうかね。

それから、この介護認定の1,400万の予算でございますが、これは阪南市の特別会計で予算審議したり決算したりすると思うんですが、泉南市に対してこの予算全体のそういう予算書というのは、我々議会にはいつ示されるんでしょうかね。ここに出す段階だから、もう少しこういう補正予算みたいな形で全体の予算の使われ方が明確にされるべきじゃないかなと思うんですが、これは今の段階で出すのが無理なのかどうか、いつの段階でこの議会に共同でやっているこの事業についての予算が出てくるのかの御説明をいただきたい。これでは漠然としたもので、ちょっとわかりませんね。

きのうも1件当たり1万8,000円の報酬を出して支払うということは言われましたね。1人5分でそういう介護認定をしていくという問題を示されたので、そこらとの予算の関係で、もう少し詳しい明細が議会に出されてもいいんじゃないかなと思うんですけども、この1,400万という漠とした金額では、今の口頭での説明でなかなか我々理解できないので、この辺の予算書の出し方についてちょっと御説明をいただきたいと思います。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 地方交付税ですね。額につきましては、当初からはっきりとわかっているわけではございませんで、1つの算式があるわけございまして、基準財政収入額という各市民税とか固定資産税とかいろんなその年の基準となります収入を算出します。それとあわせて、基準の財政の需要額という一定の算式がございまして。そういう中で、各年度の交付税額が決定されるということでございます。

ちなみに、今までの額で申しますと、8年度では11億9,000万、9年度では約15億6,000万という形でございまして、これは年度によって変わってくるということございまして、当初から確定的な額は決定できないということでございます。ただ、全く各年度補正がゼロという形ではできませんので、一定のある程度可能な範囲の1つの何というんですか、枠を交付税として手元に持っておくというんですか、その辺は対応としては若干の幅を持っておるということでございます。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） まず、議員御質問の第1点目のこの住宅改修事業助成金でございますけれども、我々予算に計上する場合には、補助基本額の一番最高限度額が100万円でございます。当然、この住宅を改修される場合には、各個人個人さんが申請されて、そしてその中で工事をされるわけでございます。その中で、例えば100万以内で改修事業ができる場合もございますし、あるいは100万円の限度額を目いっぱい使われまして、そして工事を行われる家庭もございまして。そういった中で、我々としてはこの100万円という限度額に今後予想されるだろうという件数を掛けまして、そして予算を計上しているということでございます。

そして、当初予算については、その件数につきまして2件を計上いたしておりましたが、この執行上、今回までもう2件分を消化しておりますので、これからの後、今後さらに申請されるだろうという件数を5件見込みまして、今回5件分の補正予算をお願いしているというところでございます。

それと、続きまして介護認定審査会共同設置に係る負担金の方でございますけれども、これはこれから必要となる経費につきましてはある程度積算しております。そして、先ほど申しました均等割と審査件数割にトータルベースでまず計算いたしまして、それとあと均等割の分と審査件数割でその率を掛けまして、そして今回1,415万4,000円という金額を出して補正予算をお願いしているというところでございます。

ちなみに均等割でいいますと、先ほど申しましたように人件費、それから職員手当とか旅費とか賃金、そういったもの、そして審査件数割で出したものとしまして、報酬でありますとか、あるいは役務費とか消耗品、そういった数字で今回補正予算を計上させていただいた、そういうことでございます。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） 今、谷部長が言われたそういう予算書的なものは、この議会に示せないのかですね、今。いや、今は示せないけども、いつの日か示すのか。そういうことをちょっと聞いてるので、そこをお答えいただきたい。

それから、交付税の問題ですね。いわゆる需要額というのは、絶対に必要な、その市のいろんな施設を入れて必要な金額でしょう、必要性。それに対して収入との関係で決まるわけでしょう。国の予算は、これはもう年度予算は決まってるわけですから、交付税というのは全体の枠が決まってるんでしょね、これ。だから、泉南市の需要額、必要需要額に対して泉南市の収入との関係で出るという数字じゃないんですか。

だから、はっきり決まってないのは、そらきちっとしたところまでは決まらないかもわかりませんが、そこで泉南市として地方交付税の額というのは出せると。だから、それによって当初予算が組まれると、僕はそういうふうに理解しておるんです。予算ですから、きっちり決まってるということはないでしょう。全部固定資産税にしても市民税にしても、取るべき税金の全体と調定額という形であなた方は常にそうしとるわけですから、交付税についても、今年度あなた方がこの予算を組んだ中で、需要額と収入額との関係で交付税はこ

れただけだという金額は出して、当初予算を組んでするんじゃないかと私は思うんですけどね。

だから、決まってないというのは、そら予算ですから、予算というレベルでの決まってないのはわかりますけどね。そういう計算ができるのではないかなと思ってるんで、こういう形で補正予算に交付税を挿入してきて少しの金額が出るとから、全体の交付税というのはどれだけと市としては考えておるのかなということが示せたら示してもらいたいと、そういうことなんですけどね。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） まず、この共同設置に係る予算でございますけれども、これは規約の方で、この会計については特別会計とするというふうになっております。ただし、ことしの場合、もう予算がいておりますので、平成11年度の場合につきましては、阪南市の予算、それも一般会計の中で処置をしようという形になっております。ですから、この共同設置に係る予算につきましては、今回阪南市さんの予算の一般会計の方に計上されてるということでございます。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 交付税の毎年度の総額というのは、一定程度、所得税とか各法人税等の見込み額の何%というふうなことはあります。ただ、それに毎年度特例というんですか、そういうふうな形の法改正等もございまして、確定的にはできないという部分がございます。

また、本市におきまして、それは当初からすべてを過大に見積もるといふ形は、やはり予算執行上かなり無理のある面があるんじゃないかと。一定程度、前年度比較の中で、若干のいわば遊びと言ったら語弊がありますが、そういう部分をもって運用するということが大事ではないかと思っております。

〔小山広明君「議長、意見にしますが」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） 過大に見積ることももちろん問題ですし、余り過小に見積ることも問題ですから、その辺はやっぱり市の方で計算されて出る

数字じゃないかなと私は思うんですね、市の需要と収入によって決まるんですから。それは国全体の予算もありましょうけども、そういう点ではやはり正確な数字をもって予算を編成してもらいたいと思いますね。

それから、阪南市の方では一般会計の方に今回は組み込んでおるといふことですから、出せば、その一般会計に示されたこの共同でやる部分の事業の中身がわかる書類を我々議会にも出してもらいたいと思います。それは出せるんだったら出していただきたいと。これは要望にします。

議長（藪野 勤君） ほかにありませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——松本君。

6番（松本雪美君） 議案第3号 平成11年度大阪府泉南市一般会計補正予算に対して賛成の討論をいたします。

バブル崩壊後の不況で、失業した市民もたくさん出ています。そして、大変な不況にあえいでいる市民も出ています。そして、さらにこうした状況のもとで、泉南市も財政危機で10年度は6,700万円もの財政赤字を出しており、市としても健全財政を目指して今真剣に取り組まなければならない状況に来ているときであります。

こうしたもとで、市民の暮らしにかかわる予算は大きく削られて、特に教育予算は大幅にカットされ、学校現場では需用費不足に泣き、そして施設は老朽化して、大変な状況を引き起こしています。職員も定期昇給はストップされ、賃金カットも実施され、本当に大変です。みんなに痛みを分かち合ってもらおうと言いながら、市長、助役、収入役、教育長の特別職の退職金は、4年に一度一般職員分と同じ計算式の分と加えて加給金も出すということで、前議案ではこのことが可決をされました。

今回の補正予算では、助役と前教育長の加給された退職金が含まれています。これでは一般市民にはどう説明をするのでしょうか。先ほどの論議の中でも明らかになったように、37年間勤務をした一般企業の労働者は、わずか1,900万円の退職金だということも聞きました。一般市民には

こうした状況があるというのに、この泉南市での特別職の退職金の歳出を含む今回の補正予算については、私たち日本共産党は大きな怒りを覚えているものであります。

しかし、今回の補正予算では、教育費では信達小学校の体育館の建設費や、また来年度から実施される介護保険制度導入に当たっての阪南市泉南市岬町介護認定審査共同設置負担金なども含まれておるこういう状況のもとで、この補正予算については大切な事業が含まれているということもあり、一面では怒りを覚える部分もありますけれども、賛成をさせていただきます。

議長（藪野 勤君） ほかにございませんか。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よって議案第3号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第4、議案第4号 平成11年度大阪府泉南市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（藪野 勤君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。佐野水道部長。

水道部長（佐野芳男君） ただいま上程されました議案第4号、平成11年度大阪府泉南市水道事業会計補正予算につきまして御説明を申し上げます。

議案書46ページをお開き願います。予算第5条の継続費の補正でございますが、本年3月25日に、第7次拡張事業の変更認可を受けたことに伴いまして全体計画の変更を行うもので、補正前の総額21億4,400万円を47億9,200万円に、事業年度を平成15年度まで3カ年延長するものでございます。

次に、49ページをお開き願います。まず、収益的支出の補正でございますが、目の総係費、節

では委託料220万5,000円を計上させていただいております。これは、今後の情報公開制度に向けての各書類の整理やデータ化に伴う委託料でございます。

次に、50ページの資本的支出の補正でございますが、資本的支出では、建設改良費で第7次拡張事業費の工事請負費として3億4,500万円を計上させていただいております。

なお、主な内容でございますが、新家受水池築造工事、新家配水区配水管布設工事、六尾低区配水管布設工事等の整備に要する経費でございます。

次に、水源池改良費には六尾水源池から高区配水池に送水の高区送水ポンプ仕切弁の2基が老朽化によりまして故障が発生し、早急に取りかえを行ったため、当初予算の工事請負費に不足が生じたので、883万2,000円を補正計上させていただきました。

なお、これらの事業に対する資本的収入につきましては、49ページに資本的収入の補正として企業債3億円を計上させていただいております。

以上、簡単でございますが、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（藪野 勤君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——角谷君。

19番（角谷英男君） まず、この第7次計画は、中でも新家地区を中心とした配水にかかわる問題であるというふうに思っております。問題は中でも、大型開発がこれには大きく関係をしておるんではないかというように思うわけでありまして。

そこで、具体的にお聞きをしていきたいと思いますが、要はこの泉南市の第7次拡張事業変更を見させていただきますと、新家の工事が大変多くあるわけでありまして。新家受水池築造からずっと新家受水池送水管布設、その他いろんな新家にかかわることがたくさんあるわけでありまして、要はこの中で受水池、配水池とか、そういうのは新しくつくられるわけでありましてね。中でもこの大型開発の開発区域内にまず新家配水池として設置をされるということでありまして、なぜここに置かれるのか。今まで新家の配水池というのはあったわけでありまして、新たにここに置かれる。その理由は何なのか、お教え願いたいと思います。

議長（藪野 勤君） 佐野水道部長。

水道部長（佐野芳男君） 新家配水区の計画は第6次水道事業拡張事業に構想を持っておりまして、第7次水道事業拡張事業の一環といたしまして、府営水道から受水する新家受水池を確保するとともに、その受水池までと種河神社の入り口部に至ります市道には、既に空管を先行いたしまして埋設済みでございます。

また、新たに設置する配水池につきましては、自然流下で給水でき、維持管理面において既存施設、種河神社に隣接し、現在新家地区のイトーピアなどに加圧給水している新家加圧ポンプ場に併設することも考えましたが、既施設用地は神社に隣接していることもございまして、拡張することは困難な状況でございます。配水池の立地条件を考慮すると、以前より地元から小路谷池下池は現在使用しておらず、市に買い上げの要望がございました。

そこで、小路谷池下池付近が位置的に、また地形的にも良好と判断する中で、地盤の問題等を検討していたところに開発が来たということで、配水池を築造するには強度の地盤及び高所の位置が要求されることから、開発地区の近郊緑地保全区域内の小路谷池下池に隣接いたしております開発地の高台部が切り土により地盤が安定し、最適地として協議を進めてきたところでございます。

なお、開発により市が当初計画していた配水池築造敷地以外に道路新設や造成費用等が必要となるので、この開発地を利用することにおいて、団地内道路が利用でき、道路面等の事業費の削減等を考えれば、市の整備計画にとって得策と考えたところでございます。そこで、開発者に対し土地譲渡の申し入れを行ったところ、土地の代替地交換という形で開発者より要望があったことで、双方が承諾に至った次第でございます。

以上です。

議長（藪野 勤君） 角谷君。

19番（角谷英男君） 説明はお聞きしたわけですが、確かに説明はされたんですけども、要は近郊緑地であり、ただ公共施設は構わないということでありますが、要は開発区域内にあるわけですね。開発業者にとってみたら近郊緑地は、

言葉は悪いですけども、全然使い物にならない、商品価値がないという場所であるわけです。そこにわざわざああいう、今たくさん説明をされましたけど、そこに配水池を持っていくと。ほかになかったのかなというのが1点。

それと、もう1つは、開発事業にかかわって、一般質問及び議案でも質問させていただきましたが、要はあのときもありましたが、32条協議で市が要は開発業者に負担を求めてバイパス道路が完成していくということになったわけでありまして。であるなら、これもあわせて、今通達で過度の負担は求めてはいけないということになってはおりますが、使い物にならない土地なんですね。それであるなら、これから買われようとしてると思うんですけども、そういうものを、自分とこの団地にかかわる問題でもありますし、同時に全新家区域全体に貢献をするという意味でも、それはただけがいいんではないかと、極端なことを言えば。協力をいただくという考えはなかったのかどうか、お聞きしたいと思います。

議長（藪野 勤君） 佐野水道部長。

水道部長（佐野芳男君） 先ほど私、答弁させていただいたんですけども、そのほかに適地がなかったかということだと思っておりますけども、その点につきましては、我々としたしましては、現在の新家加圧ポンプ場と――種河神社の裏側になるわけですけども、そのあたりの付近ということになりますと、やはり小路谷池付近ということで、以前からその辺の土地をいろいろと選択しておったというような状況でございますし、どちらかといえば、今度築造いたします受水池の場所からかなり距離的にも近いというようなことと、それからやはり自然流下というような条件もございまして、やはり勾配が地形的にも高い場所でないといかんというような問題がございましたので、その場所を選定させていただいたというようなことでございます。

なお、32条協議の開発者に負担を求めるということでございますが、これにつきましても新家地区で全体にかかわりますそれぞれの事業があるわけですけども、その事業に対しましても、やはり今度開発が来る308戸ですか、その分に対す

る応分の負担ということで、配水管の整備あるいは受水池等々の事業費について、案分の負担を業者には求めているわけございまして、今後個々協議を行い、協定でその辺を業者にもやはり負担を求めていくというようなことで進めてまいりたいということでございます。

以上です。

議長（藪野 勤君） 角谷君。

19番（角谷英男君） 要はそこでなければいけないということを一生懸命おっしゃっておられるわけですが、業者に案分の負担を求めるとするのは具体的にどうなのかということと、それと当然買い上げるわけですね、これ。もう買い上げられたのか、られておられるんなら幾らで買い上げたのか、買い上げられてないのなら幾らで買い上げようとしておられるのか、交渉はしておられるのか、まずその辺も……。

議長（藪野 勤君） 佐野水道部長。

水道部長（佐野芳男君） 現在、買い上げはいたしておりません。今後、事務的に進めてまいりたいということでございます。

議長（藪野 勤君） 角谷君。

19番（角谷英男君） 今もう1つ質問したんですけど、応分の負担とか、負担を求めるということをおっしゃいましたけども、買い上げについて協力をいただくということなんですけど、どういう協力をいただくようにしておられるんですか。

議長（藪野 勤君） 佐野水道部長。

水道部長（佐野芳男君） 協力と申しますと、一応事業費に対する開発業者からの負担ということでございます。

議長（藪野 勤君） 角谷君。

19番（角谷英男君） この土地はいわゆる開発業者が持っておられる土地であるわけですが、それはそれで結構ですけども、要はこれからそうして買い上げてあそこに配水池をつくる、そこに当然パイプを入れなきゃいかんわけですが、道路に入れていくわけですね、当然。外周道路と言いますが、13メートルと11メートルですか、あれ。たしか書いてましたけども、そこに埋設をして上に持ってくる。これは当然開発区域内ですから、業者が先ほど言うた案分の負担

でやる、そういうことだと思うんですけどね。開発業者がそれをやるのか。当然だと思いますが、間違いはないかどうか。

それと、もう1つは、この事業は開発にも当然絡むわけでありまして、これがなければ308戸の水が配水されないわけですから、送水されない。この前もお聞きしましたが、1期、2期と事業が分かれていくということなんですけども、当然これは1期の販売が始まり、1期事業が始まる、分譲が始まる、それまでには当然この配水池までパイプが通ってなければいけない。当然だと思いますが、それもあわせてお聞きしたい。

議長（藪野 勤君） 木岡工務課長。

水道部工務課長（木岡敏雄君） 角谷議員さんの御質問にお答えします。

配水管の設置については業者がやるのかという御質問だったと思いますけど、配水管の設置につきましては、配水管及び送水管、それと加圧管、この3本を通すように予定しております。その中で、入り口から中間地点までですか、そこまでの分については11年度で工事を予定するわけですけども、12年度分についてはそこから配水池までというような形で工事をやっていくわけですけども、業者にやらすという分については加圧管のみ全長で400メートルぐらい、これは業者に加圧管として工事をやらせます。あとの入り口から中間地点の280メートルぐらいの加圧管については、これは市がやります。そして、送水管、配水管は全部これは市の水道部で工事を行います。

また、1期の分につきましては、1期の販売の戸数が100戸というふうに聞いているわけですけども、その分につきましては、今の新家加圧ポンプ場、ここで配水をするということでございます。あとの2期以降については、工事を予定している配水池から自然流下並びに加圧ポンプで送るということでもあります。

以上であります。

議長（藪野 勤君） 角谷君。

19番（角谷英男君） できるだけ早く終わりたいと思います、もう12時ですから。

今、送水管、配水管は水道部がやると、そういう答えであったと思いますけども、おかしいなど

思うんですね。公認制度が廃止されて、私が知っている範囲でも、開発区域内はほとんど業者が自由に、今度は建設業者でも水道の資格があれば参加できるとか、いろいろ変わりましたね。ほとんど開発業者がやっておると思うんですよ。

問題は、水道部がやるのと業者がやるのとどう違うのか、なぜ水道部がやらなければいけないのか、その辺。それと、あわせて水道部がやるのと民間業者に委託してやる、いわゆるお金の面ですね、資金面で違いがあるのか。多分あると思うんですね。その違いがわかっておられるんなら教えていただきたい。

議長（藪野 勤君） 佐野水道部長。

水道部長（佐野芳男君） 今回の第7次拡張事業という趣旨からいたしまして、やはり厚生省の認可をいただいているというような観点から、それぞれメインといたします事業につきましては、我々としては市で直接入札して実施したいというような方針でございます。

議長（藪野 勤君） 木岡工務課長。

水道部工務課長（木岡敏雄君） なぜ水道部がやるのかということにつきましては、当然新家配水区というのは、全体的に考えた中で、六尾配水区から新家配水区に分離して、新家配水区を設置することによりまして、平成7年の1月17日の阪神・淡路大震災の教訓を生かして、分離するというんですか、そういうような形をとった場合、災害に強い配水池ができるというのが1つのねらいでもあろうかというように考えております。

当然、その配水管、送水管とかというのは、あくまでも新家全体の世帯に配水する、給水するという形の中で水道部が行うのが当然であろうというふうに考えております。その中で、開発地が308戸できると。そこへ当然給水もするわけですけども、その給水に対しましては、当然水道部としてこの総工事費から308戸分の応分の負担をしてもらうということで、開発業者とただいま協議をしている最中ということでありまして。

以上であります。

議長（藪野 勤君） 角谷君。

19番（角谷英男君） それと、もう最後にしたいと思いますが、水道と開発は一体であります。

先ほど、第1期工事は今までの新家の加圧ポンプ、それを使って100戸の分譲に対応したいと。それは、当初からその計画はあったんですか、開発には。開発の了解をする中でいろんな許可がありますね。その中には入ってたんですか、それは。

私は、当然全体のもんとして計画はなされたんではないかと思うんですよ。308戸に水道がどう対応するのか、どう引くのか。そうでなかったのと違うのかなと思うんですけども、最初はその計画はあったんですか。市がそのことを了解してるんですか。

議長（藪野 勤君） 佐野水道部長。

水道部長（佐野芳男君） 最初から計画があったのかどうかということですが、やはり住宅は下から順番に上につくっていくと。配水池につきましても時間的、工期的にかなりの日数がかかるという中で、第1期の100戸分につきましては、現在の加圧ポンプ場から送って、将来的には新規の配水池が完成すれば、新家の加圧場を廃止するというような考え方で進めておるわけでございます。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 角谷君。

19番（角谷英男君） それが最初から計画にあったのかどうか、途中からそうなったんですか、どっちなんですかということを知りたいんです。

それと、もうこれで最後にします。だからちゃんと答えてください。いわゆる水道と開発は絶対セットのもんなんですね。要は先ほど送水、配水管を配水池まで入れると。これが完成をしなければ、本来開発はすべて終わったとは言えませんね、これ。そういうことでしょうか。それはできるんですね。

いや、できるか何よりも、そうしなければ当然途中で大変な問題が出てきますね。水は送れないわ、家だけ建つということになってきたら大変なことになりますから、そうなる開発許可そのものに大変な影響を与えていくということになります。もうこれを最後の質問にします。

議長（藪野 勤君） 佐野水道部長。

水道部長（佐野芳男君） 最初からその計画があったのかどうかということですが、やはり

我々としたしましても、協議を諮る中でメインでございます配水池の築造工事というような大きな課題もございますので、とりあえずはそういう形で加圧ポンプ場を利用いたしまして100戸分を給水したいと。完成すれば廃止してやっていきたいと、このように思っております。

議長（藪野 勤君） 角谷君。

19番（角谷英男君） 私、最後にしますと言いましたけど、条件つきでして、ちゃんと教えてください、わかるように教えてください、それが条件ですということだったんですけど、どうも今のを聞きますと、途中から計画変更があったみたいに聞こえるんですね、途中から。

そうじゃなしに、もう一度聞きますけども、その新家の加圧ポンプ場、そこから1期工事に入れるということをきょう初めて聞いたんですけども、それは当初から計画があったんですか、それとも途中から変更があってそうなったのか。

本来、開発というのは、配水池の予定もあるわけですから、まず上まで送水、配水のポンプを通して完璧に水を確保してそれからいわゆる開発が行われると、家が建っていく、分譲されていくということになるわけで、それがだめだと。まだポンプ場の買収もできていないと。しかし、1期工事は進んでいく。平成12年の末ですね、これ完成予定が。だから、要は途中からこの計画はでき上がったのではないかと。

議長（藪野 勤君） 佐野水道部長。

水道部長（佐野芳男君） 我々事業を年度別で15年までのスケジュールということで、とりあえず高区配水池の築造ということで、13年度に完成させたいというような計画で現在おりますので、やはりそういうふうな形で進んでまいりたいと、このように思っております。

議長（藪野 勤君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 角谷議員の質問にお答えいたしたいと思います。

おっしゃるとおり、第7次計画の時点ではこの大開発の業者の話はありませんでした。その途中でこの大開発事業の話がまずありました。私どもとしたしましても、今の新家配水区は旧簡易水道の施設を使って六尾から送ってるということで、

当然それはもう限界が来ているということもありまして、第7次拡張事業を持ったところでございます。

その内容は、もう御存じのように新家地区だけを独立するという計画で今やっているところでありまして、先ほども言うたとおり、今の既存の配水池は、到底規模も小さいし、持てないということもありますので、どこかいいところがやっぱり必要やということで、配水池を設ける必要があるということで計画していたところでございます。そういう中におきまして、今現在、新星和の開発の話がありました。

我々としたしましても、その新しい配水池から送水する計画は、先ほども部長の言ったとおり、一応平成13年度めどという形で計画を持っていったところでございますが、途中そういう大開発の話がありました。当然、この開発は、御存じのように一度に308戸を開発するんじゃなしに、第1期工事、第2期工事に分けてやりたいということもあります。

その第1期工事につきましては、約100戸を先に完了いたしたいということもありますので、私たちは当初の計画ではそれは間に合わないということもありますので、とりあえず、じゃどうするんやということであれば、一応既存の今の配水池で加圧ポンプをやっているには、100戸の能力は十分あります。とりあえずは間に合わないの、当面第1期工事分につきましては、計画どおりできるまでは一応今の既存の加圧施設で送水を行って給水にこたえないということでございます。

そして、もう1点、先ほどの御質問でちょっと誤解があるように思うんですけども、配水管の問題で、開発区域内の戸数に対する配水管の工事は、当然開発者施行でもう既に行っております。今回行うのは、先ほどもおっしゃるとおり第7次計画の施設、たまたま開発地内の道路の中へ入れさしてもらうために行う工事ですので、当然これにつきましては市施行でやるということで、開発戸数に送る配水管につきましては、これは開発業者施行、そしてまた開発業者の負担で行っておりますので、誤解のないようにしていただきたいのと、かように思います。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 質疑の途中でございますが、午後2時まで休憩いたします。

午後0時16分 休憩

午後2時 2分 再開

議長（藪野 勤君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。角谷君。

19番（角谷英男君） 質問の回数もかなりオーバーをいたしております。ですからまとめたいたと思いますが、要は7次計画は基本的に了解なんです。ただ、それにかかわって開発と水道とのかかわり合いを一生懸命質問させていただいたんでありますけども、質問の中でも、開発区域内の送水管及び給水管でしたかね、それは水道部がやるんだと。しかし、それは業者に任した方がいいんじゃないか、区域内じゃないですかということが1点ありました。

それと、水道部がやる仕事と業者に任してやる仕事を両方対比して、どちらが予算的に——予算というか金銭的に安上がるんかと。泉南市は自分とこでやった方がいいのか、それとも業者に任した方がいいのか、その違いを要は質問した。これは答えが返ってないんですね。具体的に示してくださいという話も質問したつもりであります。

それで終わりたいと思います。回数ももう7回か8回ぐらいにはなっていると思いますが、できるだけルールは守りたいというふうには思いますけども、お願いをします。

議長（藪野 勤君） 佐野水道部長。

水道部長（佐野芳男君） どちらが安くつくかということでございますけれども、従来でしたら、普通こういうような大規模な開発でない場合は、もうほとんど業者の方で、団地内は自分とこの経費でやるというのが当然なんですけれども、今回の場合は、配水池が上部に建設されるというような中で、やはり市として直接やる方が震災あるいは今後の施設の維持管理というような大きな前提に立って我々としては実施したいと、このように思ってます。

議長（藪野 勤君） 角谷君。

19番（角谷英男君） 違いを具体的にわかれば

示してくださいと、わからなかったらわからなくて言ってくれたらいいんですよ。しかし、今の答弁では答えにはなっていないように思いますんでね。

議長（藪野 勤君） 木岡工務課長。

水道部工務課長（木岡敏雄君） お答え申し上げます。

今のところ、市がするんか、業者がしたら得かということについては、今現在私どもでは把握しておりませんので、その点御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（藪野 勤君） 角谷君。

19番（角谷英男君） それと、もう1点大事なことがあるんです。というのは、先ほど1期工事は加圧ポンプでやりますということの答弁をいただきましたけども、要は開発許可は全体を許可すると、全体の開発について許可していくということですので、要はこの水道及び道路にしても、基本的なものをやり遂げて初めてその1期工事も許可されていくんじゃないかなと。

要は1期工事だけでその水道が上まで行きませんから、加圧ポンプで今までの新家加圧ポンプ、そこから出して100軒をカバーしますということを言われましたけども、要は一番大事な道路にしても水道にしても、完全に基本的なものを仕上げて初めて1期工事の分譲が始まるんじゃないか。そうでなければおかしい。いわゆる開発許可に触れるんじゃないかなというふうに思いますが、これが最後の質問であります。

議長（藪野 勤君） 佐野水道部長。

水道部長（佐野芳男君） 確かに議員おっしゃるのが筋だと思うんですけども、やはり我々としては協議の段階で、配水池の建設時期が13年度ということになりますので、その間加圧ポンプで第1期分の送水を行いたいということで、現在その辺の協議もやっているところでございます。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 新家の開発事業につきましては、全体的な、トータル的に許可を得るわけでございますが、1期、2期の工区の設定については、これは事業者の財政の投資効果を考えて工期を分けて実施するものでございます。

まちづくりとしては、全体、当然1期も2期も

完成しなければ到達点には至らないわけですが、分譲につきましては、平成13年度から平成17年まで5カ年計画で分譲を予定しているところございまして、トータル的に完成しなければ分譲の開始はできないというわけではございませんので、御理解いただきたいと思ひます。

議長（藪野 勤君） ほかにございせんか。——大森君。

5番（大森和夫君） まず第1に、この7次拡張事業変更ですね。この変更の理由として、1つは予想ほど人数がふえなかったということがあるんですけども、それでいえば事業が縮小されると思うのが普通なんだと思うんですけども、この予算の中に含まれてるのはたくさんの金額が出ると。これが値上げにつながっていかぬか、そういう心配があるので、その点水道料の値上げにつながっていかぬかということがまず1つ。

それから、この7次の変更の中にあるんですけども、震災のことが書かれてないんですね、この変更を必要とする理由の中にね。種河神社の方の水源池から上に持っていく理由の中の1つに、狭いとか震災のことを挙げられていたんですけども、ここに出てくるのは新家の開発のことだけなんですけども、その辺の関係はどないなってるんかと。

それから、水源池周辺の環境なんかの調査はされているか、この点お聞かせください。

議長（藪野 勤君） 佐野水道部長。

水道部長（佐野芳男君） 今回の第7次拡張事業の変更に伴いまして、料金への影響については、収益的支出におきましては、支払利息あるいは減価償却といったような支払いが12年度から始まる予定でございます。特に、減価償却費の支出におきましては、今後確かに料金への影響がしてまいります。しかしながら、水道水の確保並びに災害に強い水道施設の強化整備が我々としても今日最も重要な課題であると。

したがって、今後の水道事業会計の安定的な経営を図るために、我々といたしましても経営努力を図ってまいりますとともに、料金へのはね返りはいたし方ないなというふうなことでございます。今後、府営水道とかその辺の値上げもございまして、若干そういうようなものを加味して、

料金へのはね返りといったものが加味されるのではないかと思ひます。

それから、第7次拡張事業の今回による事業費が変更した内容といたしましては、先ほど議員おっしゃったように、震災とかいうふうな関係もございまして、昭和33年の創設以来増大いたします水事情に対応するため今日まで数次の拡張事業を行ひまして、平成元年から7次拡張事業を実施いたしてあります。

今回、新家地区におきましては、給水区域外に団地造成がされておきまして、平成13年度より分譲開始予定ということでございまして、よって、給水区域の拡張を行う必要が生じたために、第7次拡張事業の変更を行つたものでございまして。

そういうことからして、先般の平成7年の1月17日に発生いたしました阪神・淡路大震災によりまして水道関係にも大きな被害を生じ、これが被災住民の生活に多大な影響を及ぼすことになりました。この教訓を生かしまして、我々水道部といたしましては、災害に強い水道を構築することによって将来を見通した水道の耐震方策を進めるものでございまして。

また、配水池の容量につきましては、水道施設設計指針といたしまして、厚生省監修による給水区域の計画1日最大給水量の12時間分を基準といたしまして、地域の特性、水道施設の安全性等を考慮することとなっております。このことによりまして、事業認可の申請におきましては、許認可の関係で配水池2,000トンの2池を計画しているところでございまして。

第7次拡張事業におきましては、これらのすべての必要性を踏まえまして、事業費としての計上をさしていただいたものでございまして。よろしくお願ひいたします。

〔大森和夫君「環境調査」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 佐野水道部長。

水道部長（佐野芳男君） 現在も環境調査につきましてはこれから進めるというようなことでございまして、よろしくお願ひいたします。

議長（藪野 勤君） 大森君。

5番（大森和夫君） まず、環境調査の件で言ひますと、平成8年に出ました「新家団地住宅開発

計画に関する意見書」、抜粋が前の定例議会で出されましたけども、この中に書いてますのは、34ページですけども、計画地が——計画地というのは、公園とか、それからこういう公共施設をつくるところですね。計画地が不燃性のごみ等の不法投棄もあり、管理面で問題となっていることにより、本計画における公園設備は防災、緑地保全の面からも必要であると考えますと。

これだけの文章でしたら、具体的なものはよくわかりませんが、とりあえずこの付近で不法投棄とか、それから不燃性のごみなんかが置かれて、管理上、環境上非常に危ないということを書かれてあるわけですよ。その地域に水源池を置こうというのに環境調査もしてないというのは、ちょっとずさんではないですか。

議長（藪野 勤君） 佐野水道部長。

水道部長（佐野芳男君） 御指摘の点につきましては、付近の状況、また現地等十分確認いたしまして、配水池の築造に沿うよう我々として取り組んでまいりたいと、このように思います。

議長（藪野 勤君） 大森君。

5番（大森和夫君） そんなのんきな問題と違うんと違いますか、これ。平成8年に出された意見書ですけども、ここに書いてある不燃性ごみと不法投棄の問題は、これは一体どういう内容であって、この地域に水源池などをつくるということが、今の答弁では全然そういうことを視野に入れてなかったのと違いますか、こういう地域であるということをおね。

そういう水源池をつくらうかというところが、こういう意見書の中で——府に対する意見書だと思うんですけども、書かれてるとこなんですよ。こういうとこにそんな水源池をつくる、これから調査しますと言って、そんなのんきなことでいけるんですか。

議長（藪野 勤君） 木岡工務課長。

水道部工務課長（木岡敏雄君） 今度計画しております配水池につきましては、府営水道100%という形で、大阪和泉泉南線のところからずうっと配水池まで府営水道をもろうて、中間地点ぐらいに受水槽を設けてそこへ一たんためると。そこからポンプアップで配水池まで持っていくというこ

とでありますので、六尾の浄水場みたいに河川水から水源をとって給水すると、配水するという状況ではありませんので、タンク自体にためて配水する関係上、不法投棄とかそういうような形の地下浸透がその配水池に影響を及ぼすというのはまあなかろうかというように考えております。

また、水道部といたしまして、その配水する水につきましては、年に何回か水質検査も行っております。これも職員で水質検査するものと、また大阪府なり関係機関にその水質の検査を依頼して万全を期しているところでございます。

以上であります。

議長（藪野 勤君） 大森君。

5番（大森和夫君） 配水池は全然安心できるんですか。今おっしゃった地下水が流れてきえへんとかというのは、間違いはないんですか。

いずれにしても、この意見書の中では、この地域にその不法投棄や不燃ごみが捨てられてるということが書かれてますので、これを見て不安を抱かない人はいないと思いますわ。これに対するきっちりとした回答をしていただかないと、この地域の、先ほど言われたような安全やと。この不燃性のごみとか不法投棄されてる場所も明らかにしてもらって、その貯水池と位置関係なんかもはっきりされて、安全性をきっちり市民にわかるようにしていただかないと安心できないので、それは必ずお願いいたします。

それと、こういうことを質問しますのは、水源池を新しい開発地につくるというふうになってますけども、先ほど言いましたように、7拡の変更のところには震災とかいう文字は全然出てこないんですね。これ、平成元年からできて11年に変更になったということで、7年に震災が起こってあるわけですから、32条協議の中には震災が理由に入ってますね。水源池をつくるには、その震災が理由にして書かれてます。

それがこの7拡の変更のところには、新家の開発地の人数がふえたためだけの理由となってるわけですね。その上値上げが予想されるとなると、市民とすればこれだけ読むと、水源池を上に乗っていきと。新家に新しい開発地ができて、そこに水源池をもっていきと。それによって値上

げが引き起こされると、そんなふうにはか読めないですね。これじゃ、ちょっと市民は納得いかないと思うんですよ。

議長（藪野 勤君） 佐野水道部長。

水道部長（佐野芳男君） 先ほども申し上げましたように、我々といたしましては、今回変更による事業費が増加したということの中に、やはりさきの阪神・淡路大震災によりまして水道関係も多大な被害があったという中で、やはり災害に強い施設を早急に設置しなければいけないというような観点から我々としては取り組んでおるわけでございまして、当然平成元年から12年までの当初の事業計画では、やはり震災もなかったわけでございますが、それ以後震災があったということで、さらに我々としてはその辺の対応を早急にやり、市民の安全な生活用水の確保ということを念頭に置きまして取り組んでおるところでございます。

それに従って、我々としてもそういうような施設の建設というようなことでございますので、当然かなりの事業費も増額になるというようなことでございます。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 大森議員御懸念の環境保全のことについて、私の方からトータル的な事業地にかかわることでございますので、お答えをさせていただきたいと思えます。

まず、配水池を含みます一帯につきましては、近郊緑地保全区域に指定されておりまして、現状では若干議員御指摘のようにごみが捨てられると、そういう現況もございました。しかしながら、区域内につきましては、これは事業者が管理を行うものでございまして、現在も事業を展開しております管理を行っておるところでございます。

いずれ事業が完成すれば、泉南市に公園とか付近一帯を含めた緑地とか、これは帰属を受けるわけでございますので、きちんと業者に整備をさせて、工事完了時には泉南市の方で検査も行いまして、以後そういうようなごみの捨てられるような区域にならないように、整備の上引き取って管理を行っていくということでございますので、御理解いただきたいと思えます。

議長（藪野 勤君） 大森君。

5番（大森和夫君） 最後に、環境面はやっぱり心配なんで、ちょっとわかる資料があれば、今からでも調査していただきまして、もう何もなければそれに越したことはないんですから、ぜひそれだけは調査の方をお願いいたします。

以上で質問を終わります。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） 1つ、220万5,000円の文書整理及びデータ化に伴う委託料についての中身の御説明をいただきたいと思えます。

それから、これは7拡で資本的な部分で3億円の収入、それに対して支出が3億5,300万ですね。これは7拡でこれだけの大きな補正をやるということは、先ほどからもいろいろ議論があるんですが、300を超える大規模団地の配水というんですか、水を送るためのものではないかなと思うんですね、この内容的には。

100戸については、現在の施設で十分可能だと。だから、308でしたか380でしたか、300を超える住宅に送るのは今の部分では無理だということで、住宅開発に絡んで一応上の方に配水施設を持っていくという、こういう説明でありましたけれども、市の方は、この開発の中で業者から一応制度的に収入があるのは開発寄附金というものだろうと思えますが、それ以外は業者がみずからの団地内における水道配水のための施設は全部業者でやるということですから、先ほどもちょっと部長の答弁で、業者にも協力を求めていくというのは、それ以外、今言った以外で何か求めていくというのは、この3億円に関する配水施設の移設に伴う市の出費ですね。そういうものの補てんに充てるのかなと思うんですが、その辺は明確にさせていただきたいのと、この7拡の計画書でも、初めの計画よりは今回認可をもらう計画では、人口においても減額修正をしていらっしゃるわね。

そうなってくると、今回の大幅な資本的な追加については、やっぱり団地建設によって起こってくる水道会計の出費ではないかなと、そういう感じがするんですが、そういう理解でいいのかどうかを明確にひとつお示しをいただきたいと思えます。

議長（藪野 勤君） 佐野水道部長。

水道部長（佐野芳男君） 委託料の220万5,000円の補正の件でございますが、情報公開制度に向けましての各文書類の整理やコンピューターへの入力によりましてデータ化を図るために委託を行うということで、これにつきましても、本庁同様我々としてもその辺の情報公開制度に向けての文書での整理というふうなことで補正をさせていただきました。

それとあと、今回の各事業に伴って、分担金及び拡張整備負担金につきましては、うちの条例の趣旨にのっとり、当然それからいただく負担金なり拡張整備負担金でございます。

あと、各新家全体を今回の場合は独立さすというような形でございますので、新家全体の人口と、それから開発者が行う開発地内の人口と、それを案分いたしまして、我々としてそれ相応の費用を各事業に負担をしていただくということでございます。

あと1点……済みません、小山議員、3点目の御質問ですけども、ちょっと聞き漏らしましたので、再度……。済みません。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） 今、御答弁あったことと、3点目というのは、いわゆる開発負担金というのをこの開発に伴ってお金をもらっておるわけですね。これは正式にもらっておると思うんですが、あなたが負担を求めていくと言ったのは、一体どういう性格のものなのかですね。当然、業者がやるべき施設は全部業者の責任でやるわけですから、あとは7拡の現在3億円の補正が出ておるわけですけども、こういうものは、団地開発のためにこういう7拡の変更をしたのではないかなと思うんで、そういう理解でいいのかということですね、その1つは、その負担を求めていくというのは、開発に伴ってのその負担とは別に、何をどう具体的に求めていくのか、その根拠的なところを説明いただきたい。

議長（藪野 勤君） 佐野水道部長。

水道部長（佐野芳男君） 開発に伴います負担につきましては、当然うちの規定に従って負担をしていただくと。あと、各配水管の整備あるいは受水池の建設、あるいは配水池の建設等々、当然業

者もそれに乗るわけでございますので、その点について業者に応分の負担をいただくというようなことでございます。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） その配水池の応分の負担で一体何を具体的に言ってらっしゃるわけですか。それは何か規定があってやるわけじゃなし、交渉の中で協力を求めるという、そういう性格のものですか。そういうことであれば、どれぐらいのボリュームなのか、求めようとしているものは。

今現在、予算に出しておるのは、収入は全部起債でありますし、支出との差額はありますけども、この予算に絡んで、この部分でどの部分を業者から負担を求めるのかということは、きちっと御説明いただきたい。

それから、初めに御答弁いただきました情報公開の用意のための文書整理とかコンピューター入力という御説明がありました。2000年問題というのは、当然この情報公開なり文書整理なりと、いろいろコンピューターの問題とかかわってくると思うんですが、水道なんかでもやっぱり2000年問題でいろいろ対応しないといろんな混乱が起きるのではないかなと思うんで、こういうものを含めて、やはりちゃんとやっつけようかどうかですね。具体的に2000年問題で懸念されるものが、特徴的にはこういう部分に懸念される部分があるから、この点ではどういうふうに対応されるのかということもあわせて、この部分で御説明いただきたいと思います。

議長（藪野 勤君） 佐野水道部長。

水道部長（佐野芳男君） お答えいたします。

平成11年度に予定いたしております工事関係ですけれども、この工事請負費には受水池の築造工事あるいは受水池の機械電気設備工事、それから配水管及び送水管の布設工事、それから六尾低区の配水管布設工事ということがあつたわけですけども、その新家地域の先ほど言いました3点につきましては、当然その業者も水道の恩恵を受けるわけでございますので、その点につきまして、当然それにかかる負担をいただくということでございます。

議長（藪野 勤君） 廣岡業務課長。

水道部業務課長（廣岡 昭君） 小山議員のコンピューター問題についてお答えいたします。

水道の場合は、一応水道部で今現在使っているコンピューターにつきましては、業者の方に点検をいたさせておりますので、問題はございません。ただ、実際に送水とか配水管、ほとんど電気を使ったりしておりますので、そういう部分でもし何らかの災害が発生した場合にはどうするかとか、そういうことにつきましては、現在検討しているところでございます。

以上です。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） 先ほど私、当初のときにも申し上げたように、100戸については現在の施設で可能だと。この団地は300を超える団地ですから、じゃその100を超える分が現在の配水池では対応できない。だから、一応7拡の中で計画しておいて考えられておった新しい配水池をつくるということですね。そのために用地は買わないかんし、配水管もそこに引っ張っていかないかんし、それが今回の補正の中心だと思うんですね。

そうすれば、当然その団地開発に伴ってそういう7拡の変更が強られるわけですから、100は現在で可能ですから現在の負担金、恩恵を受けるという部分で1つの水を引くところに負担金を取るわけでしょう。それはあなた方が今の制度で取れると思いますが、団地を開発するためにはそこまでの水を引き込んでくる、そういうものはすべて業者に100%負担をしていただいて水道事業をやっとると思うんですが、そういう点では100は現在の施設でいけるから、現在の負担金的な考え方でいいと思いますけども、それを越える部分については、やはり団地の建設に伴ってそういう工事が必要になるわけですから、その分はその負担金とは別に、業者が遠いところで開発するときに、本管があるところまで迎えに行くのは全部業者の負担でやらしとるでしょう、今までも全部ね。

そういう考え方からいえば、今回の100を越える部分についてはそういう部分になるわけですから、応分の負担というのは、そういうことも入った負担を業者にきちっと求めて、それがなされ

て初めて業者は開発にかかれると思うんですね、理屈上は。そういうふうにきちっと対応されるのかどうかです。

それから、今の2000年問題で、2000年になるとゼロゼロが入って、コンピューターを使っとる場合にはそれがどのような誤作動というんですかね、そういう問題を起こしてくることは、コンピューター関係者は詳しいと思うんですが、そういうことで、例えば住民に料金が二重に請求がいたり、本来請求しないといけないうところにいかなかったりという、そういうことがあるんじゃないかなと僕は素人なりに思うんですが、そういう2000年問題で具体的にどういう懸念があるのかということをお示しいただいて、そのことにはこういうふうに対応してますよと、こういう説明をやっぱりきちっとしてもらわないと困ると思うんですね。

コンピューター化してっておりますから、そういう点でそういうことを今回きちっとこちらに説明できないのであれば、そういうものはちゃんと我々も知っておきたいし、どういう懸念があって、そのことにはこういう対応をしておりますというようなことは、きちっとしていただきたいと思います。だから、その辺はもういいですから、2000年問題は、今のさきに言った問題については御答弁いただきたい。

議長（藪野 勤君） 木岡工務課長。

水道部工務課長（木岡敏雄君） お答えいたします。

開発に伴う拡張整備負担金、これにつきましては308戸分、これをいただきます。部長が先ほど御答弁いたしました応分の負担というのは、あくまでも新家地域全体にかかわる配水池、配水管、送水管、加圧ポンプというような分については、応分の負担で新家の総戸数6,057戸ありますけども、そのうちの308戸分を総事業費から掛け算して応分の負担でもらうということであります。

よって、工事費で11年度補正予算を上げてます3億4,500万円、すべてこれが水道部負担でなしに、今申しましたように応分の負担が入ってくるという状況であります。

以上であります。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） 応分の負担の中身が見えてまいりました。そうすると、そのベースになるものは3億4,500万をベースにして、新家全体の6,057戸で割ると。それに開発者の戸数を掛けてそれを開発者から負担してもらおうと、こういう理解でいいんですね。違うんですか。

議長（藪野 勤君） 木岡工務課長。

水道部工務課長（木岡敏雄君） お答えいたします。

今申しました3億4,500万円というのは、あくまでも11年度だけの予算で申しています。全体的な予算から応分の負担を求めるといことであります。（小山広明君「なんぼですか、わかっているのは」と呼ぶ）新家配水池を11年、12年、13年で予定してるわけですけども、水道部の概算の工事費を申しますと約10億8,200万円。

以上であります。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） そうすると、概算でしょうけども、10億8,200万円を新家——独立するというような話ありましたけども、6,057戸で割って、それをもとにして開発戸数を掛けて負担をしていただくという、こういう説明ですね。これは間違いないですね。

これね、先ほども話しましたがけども、100までは現在の受水、配水池で可能なんですよ。それはそう答弁しましたね。100戸までは現在の設備で十分対応できると。それを超えるところはもう現在の設備では不可能だと、こういうことでしょう。

そうすると、200戸ふえたために配水設備をするわけですね。現在住んでおる人は、現在のその配水施設の負担をして維持してきたわけですよ。今度ふえた分をまた全体に割って負担させられるというのは、ちょっと従来住んでる方にとっては納得できないんじゃないかなと。

だから、基本的には200戸ふえる分が足らんから設備をするんだらうけども、200戸じゃなしに1,000戸ぐらいか、もっと大きなオーダーで設備はすると思いますね、将来も踏まえて。そ

れは将来ふえた人にもらえばいいんであって、現在住んどる人にそういう負担を強要するというのは理屈上あわないんじゃないかなと思うんですが、そういう理解では間違ってるんですか。

議長（藪野 勤君） 佐野水道部長。

水道部長（佐野芳男君） 先ほどお答えしたと思うんですけども、平成13年度に配水池築造が終わるという中で、当分1期分の100戸分につきましては、現在の加圧ポンプ場で賄うと。それが完成すれば、その部分を廃止するという前提のもとでしておりますので、その点十分御理解いただきたいと思っております。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） その答弁はおかしいですよ。現在、廃止しようと何しようと、それは関係ないわけですね。もちろん新しい設備をつくるのは、直接の原因は308戸の住宅開発のために、今100戸まではいけるけども、超えた分はだめだということやるんですよ。

だから、現在の加圧施設ですか、圧力を加えて送る施設ですね。それは上にイトーピアとか高いところがあるからそうしてるんだと思いますが、新家全体に今もう配水しとるわけですね、配水サービス。その開発がなければ、別にこのままであればここは要らないと思うんですけどね。だから、あなたの答弁は、私はちょっと説明になってないと思うんですね。

議長（藪野 勤君） 佐野水道部長。

水道部長（佐野芳男君） 新たな配水池は当初から計画をしておりましたんで、たまたま開発が来るといことでございますので、その点はその適地へ配水池を築造いたしまして、旧来の場所では建てるにも若干狭いというような中で、今回建設するものでございまして、当然そのことによりまして負担を求めるといようなこととございます。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） 最後、意見みたいな感じにしときますけども。だから、工事のそういう新しい施設計画は持っておったと、団地来るまでにもね。だから、するんだからと。それは現在が古いかいろいろ問題がありますけども、やはり現在の施設が老朽化して、耐用年数もあって償却して

きておると思うんですね。だから、資本投下すればどんどん減価償却をしてゼロになる。そして新しいものをつくるんだから、基本的には理屈からいえば、そういう減価償却費も全部あなた方は料金に付加してやっとなるわけやから、それは新たな負担にはならないわけですよ、普通の人は。そうでしょう、現在の人は。そういう償却をして、ゼロになればつくるといのは当たり前ですよ。そのために、そっくりふえた分を負担するという理屈にはならないんですよ、それはね。

そういう点では、やっぱり拡張しておる性格が全然違う。308戸というものがあることによって、急遽もう足らなくなるわけですから、そういう点で新しくやはりふえた人には今の応分の負担というのはわかりますけども、現在使っている方に等分に割って、あなた方も応分の負担ですよ、それと同じ率をふえた方にもらうんですよでは、古い人は納得しないと思います、その説明では。今、あなたからいただいた説明では、私は納得しないし、市民もしないと思うんですよ。どんなもんでも全部償却していったら、また新しくつくっていくわけですから。

それが今回の大きな団地によって、そういうことが急遽、これは待たないでやらないかんわけでしょう。そのためには、やはり6,000何ぼで割った分の308戸じゃなしに、それは別なオーダーで、308戸についての負担はやっぱりしてもらわないと、市民は納得しないと僕は思いますよ。

そのことだけは申し上げておきたいし、先ほど議論もありましたけども、やっぱり近郊緑地保全区域に配水施設つくるわけですからね。本来、泉南市は緑地以外で計画しておったわけでしょう。何ぼ公共施設だからといって、市民の大事な自然の中へそういう構築物をつくるということは、それは市民感情からいってもよくないと思いますよ。たまたま団地が来て、団地の方に計画しておったんだけど、そこを団地の方に譲って、そして、団地が持っている近郊緑地の、団地としては余り商品価値のないところにそれをやるというのは、僕は業者に便宜を図ったやり方としか映らない。そういう点では、このやり方はもう少し慎重に考

えていただきたいと思いますね。そういうことでやってくれたらいい。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） できるだけ重複を避けて、今までのやりとりを前提にして、引き続いて私が理解し得なかった部分についてお示しをいただきたいというように思うんです。

結局、この開発にかかわって総事業費が11億4,200万ですね。第7次拡張に伴う新家配水区と。この開発にかかわってということではなくてね。開発にかかわる部分は、ほとんど9割方が10億8,200万、これが開発にかかわっての総事業費だと。そして、そのうち業者の負担が、いわゆる条例事項である分担金や拡張整備負担金、工事負担金、これ以外でいわゆる事前協議や32条協議を踏まえて業者負担になっている部分が7,500万何がしか、こういうことだというふうに思うんですが、それで間違いありませんか。もう間違いはないかどうかだけ。

議長（藪野 勤君） 佐野水道部長。

〔和気 豊君「もう答弁、イエスカノーかだけでいい」と呼ぶ〕

水道部長（佐野芳男君） 工事負担金につきましては、若干概算ということでもかなり違ってきます。以下は先ほど言われたとおりでございます。議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） それと、もう1つ確認をしておきたいんですが、いわゆる配水池を上にかけてくるといことで、このことで例えば先ほど来の、これは角谷議員の質問に対する答弁ですが、まず配水池から現在の新家加圧ポンプ場、そこから一番高いといいますが、開発内の一番高い新配水池まで、まず配水管が必要ですね。それから送水管が必要、さらに加圧管が必要だと、こういうようにお答えになった。メイン通りには少なくとも3本のいわゆる管が入ると、こういうことになるわけですが、その部分は総額でどれぐらいになるんでしょうか。

議長（藪野 勤君） 木岡工務課長。

水道部工務課長（木岡敏雄君） 和気議員の御質問にお答えします。

大変申しわけないんですけども、全体の入り口

からその配水池までで総額事業という形で上げておまして、その分につきましては1億2,200万……(和気 豊君「それは配水管やる」と呼ぶ)はい、1億2,200万円。これあくまでも配水管で書いてますけども、この中には送水管も加圧管も全部含んでおりますので、その点御理解いただきたいと思います。

以上であります。

議長(藪野 勤君) 和気君。

13番(和気 豊君) 間違いありませんか。いただいている資料では新家受水池送水管布設、口径400、総延長650、1億1,700万というのが入っております。ここにはちゃんと送水管とそれから配水管とを区分けしてちゃんと額が入っております。

私、なぜ聞いたかといいますと、先ほどの論議で加圧管というのがこの中に入っていないから、それであえて聞いているわけです。加圧管がこれにプラスされるのかどうかと。資料出してるのに、資料と違う答弁をしたらあかんがな。これは木岡さん、ちょっとわかる人答弁してください。

議長(藪野 勤君) 木岡工務課長。

水道部工務課長(木岡敏雄君) 大変失礼しました。言葉足らずで申しわけございません。

今申しましたのは配水管という形で、あと送水管と加圧管、これにつきましては1億7,346万8,000円ということでございます。

以上であります。

〔和気 豊君「言葉足らずと違うがな。訂正や」と呼ぶ〕

水道部工務課長(木岡敏雄君) 大変失礼しました。訂正のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(藪野 勤君) 和気君。

13番(和気 豊君) 今のことでわかりますように、1回で済むところが2回にわたる。いやいや、私は3回以上やりますよ。

それで、今お示しありましたように、例えば下の加圧ポンプ場で間に合えば、上まで持っていかなければ、例えば今言われた3億のお金は要らないし、小山さんが言われましたように、むしろ迎入れの関係からその配水池まで業者に負担をさせればいいわけですね、これ。3億の負担は業者

の負担になると、こういうことなんですよ、従来の市の指導のあり方からいえば。

問題は、現在の加圧ポンプ場を生かせないかどうか、こういう問題なんです。上までわざわざ持っていかなあかん。それで、角谷議員が質問されたのでは、それに答弁したのでは、狭い、それからいわゆる自然流下が困難になると、こういうふうに2つの点を言われたんですね。

それで、お聞きしたいんですが、現在の加圧ポンプ場の面積はどれぐらいになるのか。今度取得される面積とどれぐらいの違いがあるのか。そして、私の土地の不案内さがあれば御指摘いただきたいんですが、現在のところから今ずうっと加圧して水を送ってますね。新家のイトーピアは非常に高いです。それから、この配水は別所まで行ってます、紀泉病院をかってね。

今言われたいわゆる高いところ、自然流下が困難になると言われたけれども、私は現地を見てきたんですが、せいぜい10メートルぐらいの高低差しかないと思うんですよ。今の既設の配水池と、それから今度つくる配水池との高低差はね。間違っておれば一遍標高差もお示しをいただきたい。2つの要件が十分満たされずに無理なんだと、現在の土地を利用するのが。それであれば、あえてこれぐらいの出費は必要かなという、それはまたそれで聞きますが、その辺を言われた点、再度お答えいただきたい。

議長(藪野 勤君) 木岡工務課長。

水道部工務課長(木岡敏雄君) お答えいたします。

現在の新家加圧ポンプ場の敷地面積につきましては約612坪。それと、標高差でございますが、現在の新家加圧ポンプ場の高さは、標高が67メートルであります。新たに配水池を予定している高さ、このOP、標高差ですね。これにつきましては75メートル。

以上であります。

議長(藪野 勤君) 和気君。

13番(和気 豊君) イトーピアの一番高いところあるいは別所、このあたりはもっと標高差があるというふうに思いますよ。そこまで現在の加圧ポンプ場から十分送水されております。

それから、土地の面積についても612坪ある。今度確保されるのは720坪ぐらいですか。ということになりますと、ほとんど面積的にも変わらない。現在のところを十分利用が可能なんではないか。

そういうことになりますと、当然そこに配水池を設置した場合には、業者に迎え入れをさせる。送水管は必要なくなりますし、配水管を迎え入れさせる、これだけで事は足りるわけです。業者の負担で足りるわけですね。業者負担だけで十分に給水管を賄うことができる。加圧ポンプの280ですか、これについても泉南市が負担する必要はなくなる、こういうことで新家全体の水需要については、十分現在の加圧ポンプ場を利用することによって生まれてくるのではないかと、こういうように思うんですよ。

配水池を設けりゃ、現在の加圧ポンプ場612坪ですか、1期の配水にはここを使うと。ところが、2期の配水は、新配水池から1期も2期も両方やってしまうわけですから、これがなくなってしまいうわけですね。これはどないするんですか。612坪、大変なむだじゃないですか。利用できなければまだしも、利用できるのであれば、若干あと、720やから92坪ほど足らんと。買い足したらいいんじゃないですか、それこそ。そういう点をちょっと納得いくように、わかっている人はもう後で聞いたらいい。私、わかれへんから聞いている。

議長（藪野 勤君） 木岡工務課長。

水道部工務課長（木岡敏雄君） お答え申し上げます。

渇水時とか、また地震時等の異常時の対応としまして、配水池から安定給水確保というのを一番の目的として配水するものであります。また、広域的である六尾配水区での異常時の断水等が生じた場合、復旧に相当の時間がかかるということから、新しく独立させ、新家配水池を築造することで位置づけたものであって、もし受水池とか配水池の電気機器等が停電等異常時でも、配水池の容量が水道の施設設計指針として1日最大給水量が12時間分を標準として蓄えておけるということで、安定供給ができるという観点におきまし

て配水池をこしらえると。ポンプアップではなしに、自然流下の配水池をこしらえるということでおいて考えたところでございます。

以上であります。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） 先ほどちょっとやじがありましたんで、新配水池には当然加圧ポンプ場が設けられますよね。そうやないとイトーピアやら別所まで水は行けへんわけですから、当然加圧ポンプ場は設けられると、こういうことですから、今の加圧ポンプ場もそのためにつくってるわけですからね。

そういうことと、それから独立するということについては、私いささかも疑問は呈してないわけです。旧の配水池、加圧ポンプ場でも新しい施設、耐震構造を設けた新しいポンプは、安定水事業供給のためにはやり直しはたっただけです。だから、この3億2,800万については、私いささかも文句言うてない。ここを利用することによって、要らない負担を解消する方法があるんだろうということ提起しているわけですね。なぜ市が持たなければいけないんですか。

せんだっての開発問題との絡みでいっても、この開発に絡んでは非常に業者寄りのそういう指導になってるのではないかと。平成9年の9月ですか、開発申請が出されて事前協議を始めて、10月に事前協議書、指導内容をつけて返しておりますね。そして、それを踏んまえて32条協議をやって、同意の回答を1月28日に出している。ここにはちゃんと配水池のことまで、泉南市が負担はするけれども、そのことについて協議はするということになってるわけです。ずっと協議を踏んまえてきた。

一体その辺で、この配水池を生かして業者に協力をさしていくと、現在の新家加圧ポンプ場を生かして業者に協力をさしていくと、こういう考え方が全然この経過の中にはないんですよ。可能性はあると思う。この辺は論議をされたのか、されなかったのか。もう最初からあの近郊緑地保全区域という本当に自然を守らなければならない地域に、あえてあれをつくるということですから来たのか。

この1月の28日に向井市長名で新星和不動産小林廣吉氏に返しているこの文書の中の配水池、これはもうあの上の開発地内の配水池やったのか、それとも下の配水池を生かしてという、そういう案だったのか。その辺について論議の経過を踏んまえて御答弁いただきたい。協議の経過を踏んまえて御答弁いただきたい。

議長（藪野 勤君） 佐野水道部長。

水道部長（佐野芳男君） 今の加圧ポンプ場の敷地内でできるのではないかということだと思うんですけども、その点につきましては、やはり神社の裏手ということで、神社の上ということで、その辺を開発するということになりますと、かなり神社としての尊厳が侵されるというような地元からのその辺の問題も生じてきますし、その点やはり安定的な場所を我々として今後維持管理、あるいは今後の耐震強化に向けた施設づくりに敷地として最適地だということで、我々としてはとらまえております。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） 私は、これを生かすために協議をしたかのかどうかということを聞いたんですよね。それと、今のことについてあえて言えば、32年に簡易水道を布設するのにこの用地を買った。50年に加圧ポンプ場ができとるんです。それから何年たちますか。新家の皆さんの要請ですよ、あそこへ簡易水道つけてくれというのは、今さら文句が出るだろう——出てきたんですか、実際。そういう声があったんですか、この際引き上げてくれという。私は、私の範囲では聞いてない。そんな予想みたいな苦し紛れの答弁やめときなさい。今まで40年以上もここを使ってきてるわけです、貴重な上水源として。

それと、もう一つ、この第7次拡張でこれだけの負担をすることによって、投資をすれば減価償却ということで、当然収益的収支、ここにはね返ってきます。収益的収支で財源確保をしようと思えば、水道料金の値上げしかないわけです。先ほど答弁ありました。御案内のとおりです。

それから、起債に頼らなければならない。圧倒的な部分が起債でしょう。9割方が起債でしょう。その起債の返還、これが16年から終わった時点

でガバッとふえてくる。それは水道料金にはね返ってくるわけですね。そうでしょう。元金は資本的収支の中で見ますけれども、いわゆる利息の返済は全部収益的収支、水道料金にはね返ってくる。今でも25%の値上げ、来年4月からいうて大阪府に言われてるときに、私がざっと計算しても10%の値上げになりますよ。

だからこそ、この辺は市民の立場に立って、上水を確保するということがわかりますけれど、極力開発絡みのいわゆる水資源確保については、業者に従来からのやり方で応分の負担をさしていく。配水池までの迎え入れはさしていく、こういう原則を貫かれるべきだというふうに思うんですが、このはね返りの点について少し御答弁いただきたい。

議長（藪野 勤君） 廣岡業務課長。

水道部業務課長（廣岡 昭君） 今回の継続費の補正に伴います支出等への影響でございますけれども、まず企業債の利息として発生しますのは12年度からということで、12年度につきましては約720万程度ということで、これを私どもは給水原価と呼んでおりますが、これに充てますと、1立方当たり約2.6円、また全体の支出の中では1.4%の増加になります。13年以降徐々にふえてまいりますので……（和気 豊君「16年でいいよ」と呼ぶ）16年がいいと給水原価で14.9円、7.4%、支出に占める割合ですが、これぐらいになります。

失礼いたしました。今のは減価償却費と企業債利息合わせての数字でございます。あと、企業債の元金の償還金につきましては、発生が17年度からで、17年度が1,100万程度、最終の21年ごろでは8,200万程度で、それ以降はこれぐらいの数字で推移していくものと思われております。

以上でございます。

〔和気 豊君「最後に」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） 私はちょっと六尾の配水池整備も入っておったかに思いますので、これだけの額になるだろうというふうに思います。

それで、要はこれだけの負担が市民におっかぶ

さってくると、こういうふうになる。現在の場所を利用するという、そういう有効利用の点からいっても、この計画というのは問題があるんじゃないかということを再度申し述べて、私の質問を終わります。

議長（藪野 勤君） ほかにございませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——
—小山君。

2番（小山広明君） 議案第4号、水道事業会計補正予算に反対の立場で討論させていただきます。

今の質疑の中でもいろいろ明らかになったことでありますけれども、大規模な住宅開発に伴ってこのような補正が組まれるということになると思います。

当然、このような補正の内容においては、従来の市民にも大きな負担を強いることになるわけがあります。もっとこの性格をよく踏まえて業者にそれぞれ応分の負担を求めて、市民に負担のないような対応をすることを求めまして、反対の討論にさせていただきます。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） 私は、水道会計の本来のあり方が、企業会計でもありますように、投資をすればそれが即起債で賄われ、その起債の利息、そして企業会計でありますから、減価償却という形で20年、30年を見通して、毎年内部留保金を蓄積していく。これ、すべて市民の水道料金にはね返っていくわけでありまして。ですから、開発に絡む投資、これは極力抑えていかなければならない。仮に業者がこれを負担しても、それを市が引き取った場合に、減価償却というのは市民に大きく負担がかかってくる、これが残念ながら水道会計の原則であります。当然、投資については業者に応分の負担、求めるべき負担を求めていく、利用できる土地は有効利用を図っていく、当然のことであります。

しかし、その点での努力、これが経過の中でも、論議の中でも、なかなか出てまいりません。開発地の中にあえて土地を求め、それに伴う送水管の負担、配水管の負担、また加圧管の負担、そして用地取得にも当然費用がかかってまいります。5、

000万という費用が拡張変更事業の中では計上されております。

こういうふうな負担は、当然配水池を現在地を工夫してつくることによって——新しくこの建設には費用はかかります。これは同じであります。要はそれに伴います配水管、これを業者負担させることによって市民の負担が多く解消される、こういうことを申し述べ、この議案については反対の意思を表明したいと思います。

議長（藪野 勤君） 以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藪野 勤君） 起立多数であります。よって議案第4号は、原案のとおり可とすることに決しました。

以上をもって本日の日程は全部終了し、今期臨時会に付議された事件は、すべて議了いたしました。連日にわたり慎重なる御審議を賜りまして、まことにありがとうございました。

これをもちまして、平成11年第1回泉南市議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

午後3時22分 閉会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 藪 野 勤

大阪府泉南市議会議員 上 野 健 二

大阪府泉南市議会議員 重 里 勉